

平成24年2月宮崎県定例県議会（補正）

環境農林水産常任委員会会議録

平成24年3月8日～9日

場 所 第4委員会室

平成24年3月8日（木曜日）

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

- 議案第56号 平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第58号 平成23年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第3号）
- 議案第59号 平成23年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第63号 平成23年度宮崎県就農支援資金特別会計補正予算（第2号）
- 議案第64号 平成23年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第73号 宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
- 環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・宮崎県山林基本財産特別会計及び宮崎県拡大造林事業特別会計の平成23年度収支見込みについて
 - ・社団法人宮崎県林業公社の分収林事業について
 - ・環境放射能水準調査の結果について
 - ・県鳥コシジロヤマドリの保護増殖について
 - ・「株式会社もくみ」の現況について
 - ・葉たばこ廃作に伴う支援状況について
 - ・平成23年度のシラスウナギの採捕状況等について
 - ・「口蹄疫からの再生・復興方針」工程表の進捗

状況について

- ・家畜防疫員による農場巡回指導と埋却地確保の状況について
- ・宮崎県凍結精液譲渡・利用取扱要領（仮称）の制定について
- ・「宮崎県における獣医療を提供する体制整備を図るための計画書」（案）について

出席委員（8人）

委員	長	田口雄二
副委員	長	二見康之
委員		福田作弥
委員		坂口博美
委員		中野廣明
委員		押川修一郎
委員		新見昌安
委員		岩下斌彦

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	加藤裕彦
環境森林部次長 （総括）	金丸政保
県参事兼 環境森林部次長 （技術担当）	黒木由典
部参事兼 環境森林課長	山内武則
みやざきの森林 づくり推進室長	福満和徳
環境管理課長	橋本江里子
循環社会推進課長	福田裕幸
自然環境課長	森房光
森林経営課長	佐藤浩一
山村・木材振興課長	水垂信一
みやざきスギ	武田義昭

活用推進室長
 工事検査監
 林業技術センター長
 木材利用技術センター長

県立農業大学校長 井上裕一
 水産試験場長 山田卓郎
 畜産試験場長 税田緑

農政水産部

農政水産部長 岡村巖
 農政水産部次長(総括) 緒方文彦
 農政水産部次長(農政担当) 押川延夫
 農政水産部次長(水産担当) 那須司
 畜産・口蹄疫復興対策局長 永山英也
 農政企画課長 郡司行敏
 ブランド・流通対策室長 鈴木大造
 地域農業推進課長 奥野信利
 連携推進室長 工藤明也
 営農支援課長 山内年
 農産園芸課長 加勇田誠
 農村計画課長 三好亨二
 畑かん営農推進室長 宮下敦典
 農村整備課長 宮川賢治
 水産政策課長 鹿田敏嗣
 漁業・資源管理室長 成原淳一
 漁村振興課長 神田美喜夫
 農業改良対策監 戸高憲幸
 消費安全企画監 上山伸二
 漁港整備対策監 与儀新二
 復興対策推進課長 日高正裕
 畜産課長 児玉州男
 家畜防疫対策室長 岩崎充祐
 工事検査監 中尾正史
 総合農業試験場長 串間秀敏

事務局職員出席者

議事課主幹 阿萬慎治
 議事課主幹 伊豆雅広
 総務課主任主事 押川康成

○田口委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会の日程についてであります。
 お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のために、暫時休憩いたします。
 午前9時59分休憩

午前10時1分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。
 それでは今回、当委員会に付託されました補正予算関連議案等について、部長の説明を求めます。

○加藤環境森林部長 環境森林部でございます。よろしく願いいたします。

お手元に配付しております環境農林水産常任委員会資料の表紙をごらんください。本日の説明事項は、提出議案が4件、その他の報告事項が5件でございます。

まず、Iの予算議案といたしまして、議案第56号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」、議案第58号「平成23年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第3号)」、議案第59号

「平成23年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）」の3件でございます。

また、Ⅱの特別議案といたしまして、議案第73号「宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例」についての1件でございます。この特別議案につきましては、今年度末で事業終了となる予定でした森林整備加速化・林業再生事業が、国の補正予算の成立により3年間延長されることから、基金設置期間について所要の改正をお願いするものであります。

次に、Ⅲのその他の報告事項といたしまして、「宮崎県山林基本財産特別会計及び宮崎県拡大造林事業特別会計の平成23年度収支見込みについて」や「社団法人宮崎県林業公社の分収林事業について」など、5件について御説明いたします。

それでは、資料の1ページをお開きください。5行目の1の平成23年度環境森林部歳出予算(課別)でございます。この表は、議案第56号を初めとする3つの予算議案に関する歳出予算を課別に集計したものでございます。

このうち、議案第56号に関する一般会計の補正につきましては、表の中ほどの補正額Bの列の網かけしてあります小計の欄にありますように、35億9,945万4,000円の増額をお願いしております。これは、予算の確定等に伴う減額の一方、国の補正予算に伴う交付金などを受け、2つの既存基金への積立金の増額や、県産材の利用を促進するため、木造公共建築物や木材加工施設の整備に対する補助金の増額を行ったことによるものです。この結果、補正後の一般会計予算額は、その右横のとおり292億3,640万6,000円となります。

また、議案第58号及び議案第59号に関する特別会計の補正につきましては、表の下から2段

目の網かけの欄にございますように、6,580万9,000円の減額をお願いしております。これは、山林基本財産特別会計において県有林の管理経費が少なくて済んだことや、拡大造林事業特別会計において当初予定より立木の売り払い箇所が減ったことに伴い、分収交付金が減ったことなどによるものであります。

この結果、環境森林部の一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は、表の一番下、網かけ部分の右側ですが、297億7,879万4,000円となります。

2ページをごらんください。1番目の表と2番目の表は、議案第56号に関する平成23年度繰越明許費について、追加及び変更の補正をお願いするものでございます。工法の検討等に日時を要したのものや、市町村など事業主体において事業が繰り越しとなるもの、あるいは国の予算内示の関係等により工期が不足することなどの理由によりまして、翌年度への繰り越しをお願いするものであります。

1番目の表、追加分につきましては、今回新たに自然環境課、森林経営課、山村・木材振興課の所管事業で、表の一番下の段に網かけしてありますとおり、合計で73カ所、6億4,564万3,000円の繰越明許費の追加をお願いするものであります。

また、2番目の表、変更分につきましては、既に承認いただいております繰越明許費の額を変更するもので、自然環境課、森林経営課の所管事業をあわせまして、表の一番下の欄、網かけの部分にありますとおり、合計で97カ所、繰越額で34億7,481万9,000円の繰越明許費に変更をお願いするものであります。

次に、一番下の表、平成23年度債務負担行為補正（追加）についてであります。これは、自

然環境課が所管します復旧治山事業につきまして、平成24年度までの期間で、限度額2億5,720万円の債務負担行為の設定をお願いするものがあります。なお、工事箇所は、串間市の西平地区など6カ所を予定しております。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては担当課長・室長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○**田口委員長** 部長の概要説明が終了いたしました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

○**山内環境森林課長** それでは、環境森林課の補正予算につきまして御説明をいたします。

お手元の平成23年度2月補正歳出予算説明資料の173ページ、環境森林課のところをお願いいたします。環境森林課の補正額につきましては、左から2列目の補正額の欄にありますように、1億1,675万9,000円の減額であります。その内訳は、その下にありますように、一般会計が5,095万円、特別会計が6,580万9,000円の減額となっております。この結果、補正後の額は、一番上の行の右から3列目にありますように、一般会計、特別会計を合わせまして46億6,376万4,000円となります。

それでは、主な内容について御説明をいたします。

次の175ページをお願いいたします。中ほどにあります（事項）職員費792万2,000円の減額であります。これは職員の人件費に係るもので、給与改定等に伴う減額であります。

次に、その下、（事項）環境保全推進費222万6,000円の減額であります。次の176ページ上のほうですが、6の「ネットで環境学習」推進事業におきまして、ホームページ「みやざきの環境」をリニューアルしたときの入札残による

ものが主な内容でございます。

次に、中ほどの（事項）職員費2,870万7,000円の減額であります。これも給与改定等に伴うものであります。

177ページをごらんください。上から2段目にあります（事項）森林資源活用温暖化対策費504万6,000円の減額であります。これは、1の（1）の森林吸収源活用モデル事業及び（2）の木質バイオマス循環システム構築モデル事業において、国の助成制度を別途活用できたことにより、事業検証（モニタリング）費用等が不要となったことによる委託料の減額等であります。

178ページをお開きください。上から2段目にあります（事項）森林づくり応援団活動支援事業費157万6,000円の減額であります。これは、（2）の主に森林づくりボランティア団体が行います公募型の森づくり活動の補助金などの執行残によるものであります。

次に、下から3段目にあります（事項）森林環境税基金積立金212万4,000円の増額であります。これは、森林環境税が、当初見込んでおりました額より今年度の税収見込みが上回ったことによるものであります。

180ページをお願いいたします。次に、山林基本財産特別会計であります。上から5段目にあります（事項）県有林造成事業費148万3,000円の減額であります。これは、主に県有林の管理に要する建設事業費の減によるもので、台風等による作業道などの被害が少なかったことにより、支出額が減少したものであります。

次に、下から2段目の（事項）元金200万円の減額と、次の181ページの（事項）利子8万3,000円の減額であります。これは、短期の借入れを当初予定しておりましたが、これを取りやめたことによるものであります。

次に、182ページをお願いします。拡大造林事業特別会計であります。上から5段目にあります(事項) 県行造林造成事業費6,015万6,000円の減額であります。これは、伐採を予定しておりました分収林において、新たに相続が発生するなど、売り払い条件の整備が整わず伐採ができなかったことによる分収交付金の減額や、間伐等により多くの補助事業が活用できたことにより、委託料が減額となったものであります。

次に、下から2行目の(事項) 元金200万3,000円の減額と、次の210ページ、(事項) 利子8万4,000円の減額であります。これにつきましても短期借入れを取りやめたことによるものであります。

環境森林課の説明は以上であります。

○橋本環境管理課長 続きまして、環境管理課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の185ページをお開きください。環境管理課の補正額は、左から2列目の欄にありますように、一般会計で8,177万5,000円の減額でございます。補正後の額は、右から3列目にありますように6億1,235万8,000円となります。

それでは、主なものにつきまして御説明いたします。

187ページをお開きください。まず、中ほどの(事項) 大気保全費で708万5,000円の減額であります。主なものといたしましては、説明の欄1の大気汚染常時監視の421万7,000円の減額であります。これは、主に大気汚染測定機器の購入等の入札残であります。

次に、一番下の(事項) 水質保全費で869万3,000円の減額であります。主なものといたしましては、説明の欄1の水質環境基準等監視の746万3,000円の減額であります。これは、

主に河川等の水質分析に係ります委託契約の入札残によるものであります。

188ページをお開きください。上から2つ目の(事項) 口蹄疫環境調査費で1,203万2,000円の減額であります。口蹄疫埋却地に関しまして市や町が行います地下水及び悪臭調査につきまして、口蹄疫復興対策基金を活用し補助することとしておりますが、説明の欄1の埋却地周辺地下水等調査事業につきましては、10月以降実施した分について、農政水産部が所管しております宮崎県食の安全・安心確保交付金等国の制度を活用できることとなりましたため、減額するものでございます。

また、説明の欄2の埋却地周辺悪臭調査事業につきましては、市町におきまして調査を必要とする事象が発生しなかったため、減額を行うものでございます。

次に、1つ下の(事項) 放射能測定調査費で1,374万4,000円の減額であります。これは、主に放射能測定機器購入の入札残であります。

次に、189ページをごらんください。一番上の(事項) 公害保健対策費で3,474万6,000円の減額であります。主なものといたしましては、説明の欄1の公害健康被害補償対策でございます。これは、主に高千穂町土呂久地区に係ります公害健康被害者への療養の給付や遺族補償一時金等の給付が、当初見込み額を下回ったことによるものでございます。

次に、中ほどの(事項) 合併処理浄化槽等普及促進費で173万3,000円の減額でございます。主なものは、説明の欄4にあります浄化槽適正管理強化事業の委託契約の執行残によるものでございます。

環境管理課の説明につきましては以上でございます。よろしく御願いいたします。

○福田循環社会推進課長 循環社会推進課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の191ページをお開きください。当課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で6,357万3,000円の減額であります。補正後の額は、右から3列目にありますように15億8,612万3,000円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。

193ページをお開きください。まず、上から6行目の（事項）一般廃棄物処理対策推進費の277万3,000円の減額であります。主なものとしましては、説明の欄の1の宮崎県ごみ処理広域化推進支援事業の270万円の減額であります。これは、都城市が行う一般廃棄物焼却施設の整備事業に対して交付金を交付するものでありますが、事業主体において事業計画を見直したことにより、今年度着工予定であった工事が繰り延べとなったことに伴う減額であります。

次に、中ほどの（事項）産業廃棄物処理対策推進費の3,578万8,000円の減額であります。このうち主なものについて御説明いたします。まず、説明の欄の1の産業廃棄物処理監視指導の1,345万9,000円の減額であります。これは、毎年実施しております廃棄物処理施設から排出されるダイオキシン類等の検査の委託契約の入札残によるものと、廃棄物監視員の人件費等の減によるものであります。

次に、6の産業廃棄物税基金積立金の810万9,000円の減額であります。これは、産業廃棄物税の税収等の減に伴い、基金への積立金が減額となるものであります。

次に、10みやぎきの循環資源利用促進事業の710万6,000円の減額であります。この事業は、

地域に賦存する循環資源の有効活用システム構築の取り組みに対して補助金を交付するものですが、今年度は1件の事業採択にとどまったことなどによる減額であります。

次に、194ページをお開きください。（事項）廃棄物減量化・リサイクル推進費の2,501万2,000円の減額であります。主なものとしましては、説明の欄の1の循環型社会形成のための総合対策推進事業の2,453万9,000円の減額であります。その主なものとしましては、産業廃棄物のリサイクル施設の整備を行う事業者に対して補助金を交付する産業廃棄物リサイクル施設整備補助金の執行残であります。これは、今年度予定していた2件に対しまして1件の採択となったことによるものであります。

循環社会推進課の説明は以上であります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○森自然環境課長 自然環境課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の195ページをお開きください。自然環境課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で7億7,336万7,000円の減額であります。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように36億7,667万9,000円となります。

主なものについて御説明いたします。

197ページをお開きください。まず、中ほどの段の（事項）自然保護対策費で323万1,000円の減額でございます。これは主に、説明欄3の生物多様性保全総合対策事業におきまして予定していた事業箇所が、市町村の都合のために次年度に繰り延べになったことなどにより減額するものでございます。

次に、一番下の（事項）公共工物品質確保強化対策費で123万7,000円の減額でございます。

これは、公共工事の品質を確保するため、宮崎県建設技術推進機構に現場点検業務を委託する経費でございますが、委託期間の減少に伴って減額するものでございます。

198ページをお開きください。中ほどの(事項) 荒廃溪流等流木流出防止対策事業費で1,245万円の減額でございます。これは、溪流沿いに堆積しました不安定な流木などを撤去する事業でございますが、今年度、台風等による災害が少なかったことによりまして、執行残となったものでございます。

次に、その下の(事項) 森林病虫害防除奨励費で189万6,000円の減額でございます。これは、説明欄の1の松くい虫を駆除するために実施しております薬剤防除事業に係る入札執行残によるものでございます。

次に、一番下の(事項) 山地治山事業費で3億4,286万6,000円の減額、及び199ページの(事項) 地すべり防止事業費786万9,000円の減額がありますが、いずれも今年度から創設されました地域自主戦略交付金の交付決定などに伴う補正でございます。

次に、その下の(事項) 林地崩壊防止事業費で2,979万1,000円の減額であります。この事業は、激甚災害に指定されたことに伴いまして、集落等に隣接する林地の崩壊が発生した場合、市町村が実施する治山施設の復旧に対しまして助成を行うものでございますが、今年度、激甚災害が発生しなかったため、執行残となったものであります。

次に、一番下の(事項) 保安林整備事業費で5,202万円の減額となっておりますが、これは国庫補助決定に伴う補正であります。

次に、200ページをお開きください。上から2段目の(事項) 鳥獣保護費で244万7,000円の減

額でございます。これは主に、説明欄2の野生鳥獣保護管理対策事業で、傷ついた野生鳥獣の保護を動物園や県の獣医師会に委託して実施するものでございますが、一昨年発生しました口蹄疫及び昨年発生しました鳥インフルエンザの影響などによりまして、今年度も、動物園のほうに傷ついた鳥獣の受け入れを中止したことなどによりまして減額するものでございます。

次に、その下の(事項) 鳥獣管理費で1,655万3,000円の減額でございます。これは、説明欄2の有害鳥獣(シカ・サル)被害防止緊急対策事業によるものでございます。この事業、県内22市町村にシカ・サル対策指導捕獲員を48名配置し、わなによる有害捕獲を実施するものでございますが、一部の捕獲員が年度途中からの雇用となったことにより減額するものでございます。

次に、201ページをごらんください。一番下の段、(事項) 治山施設災害復旧費で3億円の減額でございます。これは、台風等により被害を受けた既設の治山ダムなどの災害復旧に要する経費であります。今年度、国庫補助に該当する治山施設の災害が発生しなかったことから、執行残となったものでございます。

自然環境課からは以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○佐藤森林経営課長 森林経営課でございます。当課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料、森林経営課のところでございますが、203ページをお願いいたします。森林経営課の補正額は、左から2列目、補正額の欄にありますように17億2,952万円の減額となっております。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように90億8,043万9,000円となります。

それでは、内容の主なものについて御説明い

たします。

205ページをお願いいたします。上から5行目の(事項)森林計画樹立費で2,124万3,000円の減額であります。これは、国庫補助金の交付決定や空中写真撮影の入札残等に伴うものでございます。

次に、その下の(事項)森林整備地域活動支援交付金事業費で2億1,276万円の増額となっております。これは、国の第4次補正予算に伴いまして森林整備地域活動支援基金積立金の増額等をお願いするものでございますけれども、詳細につきましては常任委員会資料で御説明いたします。

次に、一番下の(事項)林業普及指導費で223万9,000円の減額であります。これは、次の206ページにかかりますけれども、説明の欄の5番にございますように、森林・林業再生プランの推進に必要な人材を育成するための宮崎森林のプロフェッショナル養成事業において研修内容等を見直したことなどが主なものでございます。

次に、中ほどの(事項)森林整備事業費で1億2,060万円の減額でありますけれども、これは国庫補助金の交付決定等に伴うものでございます。

次に、207ページをお願いいたします。一番下の(事項)森林保全林道整備事業費で4億6,895万7,000円の減額であります。これは国庫補助金の交付決定に伴うものでございます。

208ページをお願いいたします。一番上の(事項)道整備交付金事業費で4億6,350万3,000円、その下の(事項)林業専用道整備事業費で6,155万円、その下、209ページになりますけれども、一番上の(事項)山のみち地域づくり交付金事業費で7,088万3,000円の増額であります。これは国庫補助金の交付決定に伴うものでござい

ます。

次に、その下の(事項)県単林道事業費で2,034万3,000円の減額となっております。これは事業費の確定に伴うものでございます。

次に、その下の(事項)林業技術センター管理運営費で582万8,000円の減額でありますけれども、これは、場内等整備委託に伴う入札残等によるものでございます。

次に、210ページをお願いいたします。上から3段目でございますけれども、(事項)林道災害復旧費で18億8,611万1,000円の減額ありますが、これは平成23年度の災害発生が少なかったことによるものでございます。

次に、補正予算の主な事業について御説明いたします。

委員会資料の3ページになります。森林整備地域活動支援基金積立金についてでございます。

まず、1の事業の目的でありますけれども、この事業は、適切な森林整備の推進を通じまして森林の有する多面的機能の発揮を図るために、市町村を通して森林所有者や森林組合等に対して交付金を交付する森林整備地域活動支援交付金事業のために、国の平成23年度補正予算の成立に伴い追加交付される交付金を、宮崎県森林整備地域活動支援基金に積み増しするものでございます。

2の予算額のところにありますように、予算額といたしましては2億8,152万1,000円をお願いするものでございます。

3の事業の概要でございますけれども、(1)の事業期間につきましては、平成24年度から28年度の5カ年でありまして、事業主体は、(2)にございますように県と市町村であります。県につきましては事務費のみとなっております。それから(3)の事業内容につきましては、平

成24年度に支援する事業を掲載しております。

事業の主なものにつきましては、右側の4ページをお願いいたします。(1)の森林経営計画作成促進は、計画作成に必要な森林情報の収集や現地調査等に支援するものでございます。

(2)の施業集約化の促進は、集約化に必要な立木の調査や路網の線形調査、境界確認等の活動に支援するものでございます。

(3)の作業路網の改良活動等は、輸送コスト等の低減に不可欠な作業路網の点検や改良等に支援を行うものでございます。

森林経営課からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○水垂山村・木材振興課長 山村・木材振興課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の211ページをごらんください。山村・木材振興課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で62億9,863万9,000円の増額であります。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、一般会計、特別会計合わせまして101億5,943万1,000円となります。

それでは、主な事項について御説明いたします。

213ページをお開きください。下から2段目の(事項)林業・木材産業構造改革事業費62億2,424万3,000円の増額であります。このうち主なものは、まず、説明欄中ほどの5の木材産業構造改革事業費補助金1億863万7,000円の増額であります。これは、国の補正予算の成立に伴い、大径材にも対応できるプレカット加工施設の整備などを実施するものでございます。

また、7の森林整備加速化・林業再生基金61億3,947万8,000円の増額であります。これは、国庫補助事業の継続に伴い、同基金に積み増す

ものであります。事業内容等につきましては、関連条例の改正とあわせまして、後ほど委員会資料により御説明いたします。

ページをめくっていただきまして、214ページの下から3段目の(事項)木材需要拡大推進対策費1億2,946万6,000円の増額であります。1の木のある暮らし創出推進事業1億4,427万9,000円の増額であります。国の補正予算の成立に伴うもので、事業内容等につきましては、後ほど委員会資料により御説明いたします。

次に、2のみやぎきスギ震災復興支援事業1,481万3,000円の減額であります。これは、東日本大震災における被災地への、県産材で製作した学童用机やいすの寄贈に要する経費の執行残に伴うものでございます。

次に、その下の(事項)木材利用技術センター運営事業費*2,787万3,000円の減額であります。215ページの説明欄の1の維持管理費及び2の試験研究費におきまして、機器の保守点検等の入札執行残や試験資材購入等の節減に努めたこと。また、3の受託事業費におきまして、国からの試験研究の受託額が減額となったことによるものでございます。

次に、中ほどの(事項)林業担い手総合対策基金事業費2,280万3,000円の減額であります。これは、説明欄2の森林の仕事担い手新規参入等支援事業におきまして、当初予定されておりました補助対象者が、事業の採択要件であります給与水準や社会保険整備等の条件を満たしていなかったため、減少したことなどによるものでございます。

歳出予算説明資料の説明は以上であります。常任委員会資料につきましては、みやぎきスギ活用推進室長より御説明いたします。

※11ページに訂正発言あり

○武田みやぎきスギ活用推進室長 それでは、委員会資料によって御説明したいと思います。5ページをお開きください。森林整備加速化・林業再生基金積立金について御説明いたします。

初めに、1の事業目的でありますけれども、この積立金は、東日本大震災の復興に必要な木材を全国的に安定供給するとともに、輸入材に対抗できる効率的な国産材の生産体制を確立するため、今年度末で期限切れとなる予定でした森林整備加速化・林業再生基金事業が、国の補正予算の成立に伴い3年間延長されたことから、国からの追加交付金を宮崎県森林整備加速化・林業再生基金に積み増しするものでございます。

2の事業概要でございますけれども、予算額が61億3,947万8,000円で、基金の積立金として国から61億3,820万円いただいております。この額を基金に積み立てて、24年度から3年間で取り崩しながら事業を執行することになります。

執行内容ですけれども、(4)の事業内容をごらんいただきたいと思います。①の地域協議会運営推進費については、市町村や林業・木材産業の関係者で構成する地域協議会が行う事業計画の作成指導等に対して支援するものであります。この①の事業計画に基づきまして、②から⑧の各事業を実施することとしております。

事業内容につきましては、右のページの写真をごらんいただきたいと思います。間伐等の森林整備に関しては、低コスト林業を推進するため、上段2つの項目、間伐の実施、路網整備などがございます。間伐の実施については、必要な林業専用道など路網整備とあわせて実施することとしております。また、中段の2項目は、木材の安定供給や木質バイオマスの利用拡大を図るために、高性能林業機械や木材加工流通施設等の素材生産・加工施設整備や、木質バイオ

マス施設の整備に加えまして、3段目左の項目の間伐材等素材の流通経費など素材流通の円滑化にも支援することとしております。一番下の右の項目、低コストな素材生産に必要な人材の育成や素材生産に必要な講習への参加支援など、人材育成にも取り組むこととしております。

次に、7ページをお開きいただきたいと思います。木のある暮らし創出推進事業でございます。先ほど御説明にありましたとおり、国の補正予算の成立に伴いまして増額するものでございます。

1の事業目的でございますけれども、この事業については、木材の利用波及効果が高い「木の香あふれる施設」の整備や、日常的に木と触れ合える環境などの整備を実施するものでございます。県産材の利用拡大を通じて林業の振興と地域の活性化を図るものでございます。

2の事業概要でございますけれども、予算額につきましては、(1)にございますとおり1億4,427万9,000円をお願いしているところでございます。

(4)の事業内容でございます。右のページ、イメージでありますけれども、国、地方公共団体が整備する建築物のほか、①公共施設の木造化、保育所や老人ホーム、また民間の施設なども整備することとしております。また、②の公共施設の木質化にあるとおり、木質化の例として、宮崎空港ビルの保安検査場や老人ホームの多目的ホールの内装の木質化などを挙げております。これらを行いまして木材の利用を図っていきたいと考えております。

続きまして、9ページをお開きいただきたいと思います。議案第73号「宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例」についてでございます。

1の改正理由でございますけれども、御説明したとおり、国の補正予算の成立により、森林整備加速化・林業再生基金事業が3年間延長されてございます。これに伴いまして、宮崎県森林整備加速化・林業再生基金の設置期間について所要の改正を行うものでございます。

具体的な内容については、2の改正の内容にあるとおりでございますけれども、附則2に規定しております有効期限を、「平成25年3月31日」から、3年間延長いたしまして「平成28年3月31日」に改めるものでございます。

山村・木材振興課の説明は以上でございます。審議のほどよろしくお願いたします。

○水垂山村・木材振興課長 214ページの木材利用技術センター運営事業費、先ほど金額を間違えてお知らせいたしました、正しくは「2,782万3,000円」の減額であります。訂正いたします。

○田口委員長 議案に関する執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はありませんか。

○二見副委員長 自然環境課の補正が全体で7億7,300万ほどの減額になって、県債がマイナス2億9,840万、森林経営課のほうは逆に、補正額が17億減っているのに県債発行が2,320万になっているわけですね。県債発行に関して、その基準といいますか、繰入金なり一般会計のほうの予算も今回の補正で大分出てきたと思うんですけども、それをあえて県債発行で賄うということはどういうことでされているのか教えてくださいたいんですが。

○森自然環境課長 調べてみますけれども、自然環境課につきましては、補正額に伴います減額で県債も減額になるものというふうに考えております。

○二見副委員長 補正予算を組まれてきて、今

の最後の補正になっているんでしょうけれども、県債がマイナスになるということは、まだ発行していなかったということなんですか。

○山内環境森林課長 財源構成の話ですけれども、公共事業の財源の一部として県債を発行しております。それで、例えば自然環境課の分の県債は2億9,840万の減額です。内訳を見ますと、県債の大きいものとして、災害復旧費で1億400万ほど減額しております。森林経営課のほうを見ていただきますと、208ページ、道整備交付金事業費のところ県債を増額しています。そういうような使い方をしているということで御理解をいただきたいと思います。自然環境課は全体額が減少しているの、公共事業費の減少した分まで県債で減額をしているんですけども、森林経営課も、大きく見ますと全体額は確かに減額ですけど、増額されている公共事業費分に充てているので、県債だけが増額になってしまったと。結果論でございます。

○坂口委員 補正からはみ出すかもしれないですけども、説明資料の7ページ、8ページ関連です。この前、本会議で、山元町に送った学童用の机とかは、宮崎で受け皿がなかったとかで、熊本でつくったものをとということだと思っております。特に6次産業化とか言われるわけですから、そこらと連動した、県内で生産できるような加工場なりを育成していく必要があるんじゃないかという気がするんですけど、今回のこの事業に関しての今後の課題として、何か検討されているようなものがあるのかどうか。

○水垂山村・木材振興課長 今回の震災地における学童机、先日、部長が議場で答弁いたしましたように、今回は、我々のほうが早期納入したいという思いが非常に強くありまして、その時点で、県内に今回送ったもの以外のものが存

在しなかったということから、あのカタログを最終的に決めたわけでございます。今回は、早期納入が可能であること、加えて軽量であること、使い勝手がいいことを加味してあの製品になったということでございます。今後につきましては教育委員会等が対応することになるかと思うんですけれども、通常でありますと、図面を発注者が示して、それに基づいて、家具登録されている業者が県内に22ぐらいございますけれども、そちらに向けて入札をかけるというやり方ではないかと思えます。その場合は当然ながら県内で製作するという事になってくると思えます。

○坂口委員 そこで最終的に県内の業者で対応できるという契約まで至らないとだめだと思うんです。本県は鳴り物入りで都城の研究センターとか西郷の研究センターですか、過去、全国に誇れるような幾つかの施設を整備してきたと思うんです。例えば今回の机、いすとかでも、軽くなきゃだめだとか、収納スペースがとか、いろんな機能の問題ですね。よそに勝てるような機能、幾つか条件を設定して、そこに行き着けるようなパテント、あるいは生産過程の中での特許的なもの、そこらを研究施設でやっていかなきゃいけないんじゃないか。今回の課題がそこらに見えてきたんじゃないか。

いろんなことを一生懸命各課でやっておられますけれども、それが最終的には宮崎の杉を売るということに。売るためには幾つかのハードルもあれば、よそとの競争もある。きのうの本会議で井本議員だったですか、バリューエンジニアリングの質問も出たんですけど、彼も全庁的に取り組んだらどうかと言っておられました。あれは物の考え方ですから、幾つかの機能を並べていって、いかに安くつくれるかというコス

トの問題。もう一つは、同じコストをかけるなら、よそのものよりいかにいい機能を確保できるか、質を向上させるか。そういった物の考え方です。金を安くするという具体的な技術論じゃなくて、考え方なんです。そういったものと連携していって、最終的には木が売れるんだと、それも宮崎の杉がいいんだ、宮崎でできた製品がいいんだというところに行かないと、6次産業化というところに行き着かないんじゃないかなという気がしたものですから。補正をはみ出してしまったんですけど、これはお願いにしておきます。

○福田委員 7ページ、同じです。私は、議会議中だから正式には行かなかったんですが、老人ホームの施設整備で完全木造のものを見たものですから、恐らくこの資金が入っているのかなと考えたんです。実は30年ぐらい前、防衛庁で、鉄筋でつくった施設を完全に木造の老人ホーム——これは市が持っていたものを福祉法人に経営移管しましたが、50床やったんです。私は県の予算は入っていないだろうなと思って行ってみましたら、施設長のほうから、県産材利用することによって総体で500万とか言っていました。詳しい説明はわかりませんでした。私はその施設を見たとき、オール木造の大型の老人福祉施設としては県内で一番だなと思いました。かつては、福祉施設には防火の関係で鉄筋とか鉄骨とか制約があったようです。今はオール木造でできるそうであります。共用施設の食堂、ダイニングのスペースとか個々の部屋を見た場合、恐らく入居者の皆さん方はアットホーム的な感覚を持たれると思うんです。ぜひこういう事業をもう少し拡大して、隗より始めよですから、まず県内の公共施設をやるべきじゃないかと思いました。これから福祉施設の改築がだん

だん始まっていくんです。30年、40年たってきますから。これはどういう事業が入ったのかお聞きしたいんですが、恐らく入っていると思います。宮崎市の望洋園という施設でした。ちょうど議会中で、私は落成式には行けませんでした。500万、ちょっと少ないなと思いました。総体の事業費が4億ぐらいでして、市は福祉関連の予算で2億以上つぎ込んでいると言っていました。「県は何が来ていますか」と言ったら、「林務の関係の補助をいただきました」という話でした。詳しく知りたいんですが。

○水垂山村・木材振興課長 この事業につきましては国の補正に伴うものでございまして、内容としましては公共建築物の木造化・木質化ということでございます。具体的に言いますと保育園でありますとか診療所、あとは議員御指摘の福祉施設を予定しているところでございます。

先ほど望洋園とおっしゃいましたが、それについては確認させていただきたいと思っております。

○福田委員 それから補正予算説明資料の182ページ、県行造林の関係で、相続により伐採の手続きがおくれたという説明でした。詳しく知りたいんですが、どういう状況でおくれたのか。

○福満みやぎきの森林づくり推進室長 これは拡大造林事業特別会計の県行造林であります。売り払い箇所は、数年前ぐらいから順次、地主さんたちと交渉しながら伐採に向けて準備してきておるわけですが、その中で大きかったのは延岡の物件です。ほぼ伐採する方向で22年度中に調査、準備が終わっていたんですが、22年に死亡されて相続発生ということで、変更の手続きが必要になったというのが、大きい物件の売り払い箇所の中止でございまして。そのほかにも不落物件もございまして。直前までは大体調べていたけれども、次年度に隣接の箇所と一

緒にやったほうが有利ではないかと判断して伐採を延期したという物件とか、そういったことで売り払い箇所が減じておるところでございまして。

○福田委員 私がお聞きしたのは、これから県行造林あるいは造林公社の案件も、そういう相続という案件は常時発生するんです。これがいかなんな公共事業等で非常に困難をきわめているんですが、契約条項の中にその辺は入っていないんですか。相続発生時点の事業遅延を回避するような条項は入っていませんでしたか。

○福満みやぎきの森林づくり推進室長 相続関係で、例えば権利者がかわったために契約自体をどうこうするとかいう条項は確認できないんですけれども、土地所有者の義務としまして、契約の中に、権利者がかわったときには公、県のほうに申し出て相続の手続きを図ってくださいというような条項がございまして、地権者のほうから相続手続きを図って契約変更して、その次に伐採契約等の手続きに入るといって、地権者の方のやるべき方策として条項には定めてあるところでございます。委員御指摘のように、今、共有林等がいっぱいありますけれども、相続関係でかなり難しくなっておりますし、県外に相続人がおられるとかいったこともございまして進まない状況がございまして、その際には土地所有者の方々と協議しながら、県のほうでも積極的に御支援し、契約変更を行って伐採の条件整備をしているというような状況でございまして。

○福田委員 いろいろそういう工夫をされるとは思いますが、大分県等の調査でも相続問題が山に関しても非常に支障を来しているようですから、十分配慮された契約見直し等をお願いしておきたいと思っております。

もう一つ、213ページ、これは増額補正ですけど、この中でプレカット工場にも使えるというお話がございましたが、これを詳しく説明していただきたいんですが。

○武田みやぎきスギ活用推進室長 御指摘の部分は、213ページの5番の木材産業構造改革事業費補助金の増額かと思えますけれども、これについてはプレカット工場が大断面をプレカットするときに使う機械を購入する費用に補助するということとございます。大断面ということで大径材などにも活用できるということで、補助の対象になっているところです。

○福田委員 特定の大断面の機械を入れる場所が内定しているんですか。

○武田みやぎきスギ活用推進室長 今のところ、ランバー宮崎というところに入れる予定になっております。

○福田委員 私は、こういう設備は大変大事だと思うんです。私はいつも、最初にできたプレカット工場の跡地を通過して県庁に来るものから。今、スーパーに変わって非常に残念に思うんですが。このランバーさんはしっかりされた工場であります、やっぱり需要先を見つけて、それから工場の開発等をやっていく必要があるなと思ひまして、今回の「もくみ」の件を見ましても同じような感じを持っています。ぜひ大消費地でのプレカット——本県はどちらかというと構造材が主体ですから、売り先をしっかりと確保して大型工場の補助事業をやっているほしいという気がいたします。大変大きな基金を造成されていくわけでありますから。いかがでございましょうか。

○武田みやぎきスギ活用推進室長 おっしゃるとおり、新しいマーケットを開拓していく必要もございます。例えばランバー宮崎のほうでは、

福祉施設とか公共施設の法律ができて、そこら辺のマーケットもにらみながら施設整備をするということなので、住宅以外にもマーケットを広げながら、それに対して支援していきたいと考えております。

○坂口委員 193ページの一番下、10のみやぎきの循環資源利用促進事業、減額の700万、これは年次ごとの資源循環の目標、何年に何%とかいうのがあったんですか。

○福田循環社会推進課長 大きな意味で再生利用率とか、22年度に作成した循環社会推進計画の中で5年後、10年後の目標値は定めております。

○坂口委員 数値はいいんです。毎年じゃないけど、目標をパーセントか何かでやったような気がするんです。その目標数量と品目別のものを、具体的に達成していくために、700万という減額はちょっと大きいような気がするんですけど、そういったものから下方にぶれてくるような心配はないのかということと、今後、それを修正するため、来年度の新年度予算にそこら辺の工夫が講ぜられているのかなという気がしたものですから。

○福田循環社会推進課長 先ほど私が申しあげました計画の中の目標値というのは、品目別、種類別に細かくは立てていないんですけども、目標値を立てるに当たっては個別にいろんな検討して、全体としての目標値を上げております。今おっしゃったみやぎきの循環資源利用促進事業は、市町村なり民間の事業者の取り組みで、これまでたくさんありながらも廃棄物として捨てられていたものを、システムとして活用しよう。製品をつくるだけではなくて、廃棄物を出す人、それを加工する人、それを再利用する人、そういうシステムとして組み上げていこうとい

う事業でありまして、つくっただけで消費されないというものではなくて、廃棄されたものはちゃんと加工されて、再利用されて、消費をされてというシステムを構築していこうというもので、残念ながら、委員がおっしゃるように23年度は1件の事業採択でありましたので、我々としても、せっかくの予算をとった事業ですので、24年度に向けては各関係者・団体等にこの事業について積極的にPRして、予算が十分に活用できるように取り組んでいきたいと思っております。

○坂口委員 ぜひそこらをしっかり、最近いろんなことが起こっていて、環境とか負荷、持続ということを考えたとき、循環というのは特にこれから大切なことだと思うんです。

例えば、エコクリーンの溶融スラグがありましたよね。こういったものの有効活用、その一方では、グリーン購入法の中に公共事業なんかへ活用しなさいということでどんと鉄鋼スラグなんかうたい込まれて、よその県でつくったスラグが宮崎に来て、実際宮崎の土の中、高速道路へも埋められていくんですよ。今まで心配してよそは使わずに、それがお荷物で、その管理だけで大変だったものが、今度はお金にかわってくる。その受け入れ先は宮崎しか残っていないというようなことでしょうか。先ほど福田委員からもプレカットでありましたけど、こういったものはしっかりその目標、出口まで押さえといてやっていく。だから、当初に予算組んだものが、途中で諸般の事情により半分は減額しましたとか執行残になりましたということが絶対ないように、年次目標を——今、アバウトなものかもわからんけれども、その中に毎年次、あるいは品目ごとに組めるものは、何年後には何%戻していこうとか、具体的になるものはた

くさんあると思うんです。例えば再生クラッシュランなんかは目標を立てていますし、ちょっと話が飛躍し過ぎるけど、今回の東北の震災による瓦れき処理なんかも、法律でしっかりやられたときは、そういったものを遠くから宮崎まで運んで再利用せないかん。宮崎で捨てられているものを、今のうちから使っていく目標を立てるとか。始まったばかり——これから目指そうとする社会づくりのための裏打ち事業ですから、極力、減額とか下方修正がないように、これはお願いにしておきます。

○武田みやぎスギ活用推進室長 済みません。先ほど福田委員のほうから宮崎市の望洋園について御質問があったかと思えますけれども、概要は、木造で建てられておりまして、今度補正で増額する事業と同じ、木のある暮らし創出推進事業で22年度、23年度に補助が出ております。補助の全体額が840万3,000円ということで、2カ年にわたって支出されているということです。

木造については、先ほど御指摘がありましたように、老人ホームについては、面積要件とか、避難の経路についてしっかりしていれば規制緩和がされるというような改正もされておりますので、そこら辺もあわせながら、今後、福祉施設の整備に木材を使った場合には支援していきたいと思っております。

○新見委員 歳出予算説明資料についてお聞きしたいと思います。

まず、188ページの環境管理課の分です。口蹄疫環境調査については、過去の委員会でもいろいろ御説明していただいたと思うんですが、もう一回、先ほど説明していただいた分を確認させていただきたいと思います。まず、埋却地周辺地下水等調査事業ですが、先ほどの説明では国の制度が活用できたためにということでした

が、県の制度、そして国の制度というものがあって、県の制度を活用することなく、別途の国の制度でこれが対応できたということですか。

○橋本環境管理課長 ただいま委員がおっしゃったとおりでございます。当初は口蹄疫復興対策基金ということで県費を使うことといたしておりましたが、農水省の制度でございます。食の安全・安心交付基金を活用できるようになりました。基金のほうを減額するというところでございます。

○新見委員 もう一点、2番目の埋却地周辺悪臭調査事業、これについては調査が必要な事象が発生しなかったためという説明でしたけれども、「あそこ辺が臭いんだが」という声そのものが全く上がらなかったのか。上がったけれども、調査する前に何らかの基準があつて、それに該当しなかったから調査しなかったということですか。

○橋本環境管理課長 埋却地のおいにつきましては、口蹄疫が起きました当初は、埋めた直後にはかなりにおったところもございまして、その後、次第においをおさまってまいりまして、平成23年度は特に調査をしなければいけないような強いにおいというのは発生をしていなかったということで、市町村のほうも調査がしたいという要望がなかったということでございます。

○新見委員 次は自然環境課です。197ページ、自然保護対策費ですが、生物多様性保全総合対策事業の減額についての説明で、先ほど市町村の都合で繰り延べになったというお話でしたが、具体的にはどこの市町村がどういったことをやろうとしていたのかを教えてください。

○森自然環境課長 今年度は、都農町でキバナノツキヌキホトドギスという植生を守ろうとい

うことで事業が始まっております。それから諸塚村の黒岳のほうでキレンゲショウマの群生を保存しようということで進めております。その他の町村としましては、高千穂町とか五ヶ瀬町、串間市、延岡市などで要望がございましたけれども、いかんせん市町村の予算の都合で来年度回しにさせていただきますという御要望がございまして、私どもとしては、非常にもったいない話ですけれども、減額をさせていただいたというような状況になります。

○新見委員 今述べられた市町村については、24年度以降にはやるということで確認はされていますか。

○森自然環境課長 24年度予算で当初に組んでいただくということ、今お話をさせていただいております。

○押川委員 200ページでありますけれども、鳥獣被害対策の関係で、2の有害鳥獣（シカ・サル）被害防止緊急対策事業が1,600万からの減額ですが、再度これは説明していただけますか。

○森自然環境課長 この事業は、先ほども御説明しましたように、22の市町村に48名のシカ・サル対策指導捕獲員を設置するものでございます。年度当初、4月から3月まで目いっぱい予算で組んでおりましたけれども、人選等々の都合で、全部で延べ567月あるわけですが、これが31月、人によっては3カ月程度人選ができなかったことがございまして、減額させていただいたものでございます。

○押川委員 人選ができなかった分の減額ということですね。はい、わかりました。

それと、先ほどの7ページの関連でありますけれども、この事業で県産材としてどのぐらいの量が使われたものだろうかということで、わかればお願いいたします。

○武田みやぎきスギ活用推進室長 集計はしてないんですけども、個別にはありますので、今足し上げますので、ちょっとお待ちいただけますか。

木材の使用量でございますけれども、約600立方メートルになる予定です。

○押川委員 施設ごとはわかりますか。後で資料を下さい。

○武田みやぎきスギ活用推進室長 わかりました。

○中野委員 今の関連ですけど、この補助金は、木材を使って改造する場合は、広さで、それとも木材の使う量で積算するわけ、どっちですか。

○武田みやぎきスギ活用推進室長 単位当たりの木材使用量になるかと思えます。広いところは1,000平方メートルを超えているところもございますけれども、一部RCになったりしますので、その部分は省いて積算していくことになると思えます。

○田口委員長 質疑はもうよろしいですか。この後報告事項もありますので移りますけど、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑をこれで終了いたします。

次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○福満みやぎきの森林づくり推進室長 それでは、常任委員会資料の10ページをお開きください。Ⅲのその他の報告事項であります。

まず、1の宮崎県山林基本財産特別会計及び宮崎県拡大造林事業特別会計の平成23年度収支見込みについてであります。この2つの特別会計につきましては、1月の閉会中の常任委員会で全体概要を御説明申し上げたところですが、平成23年度の収支に関してより詳しい説

明要求がありましたことから、改めて御説明させていただきますものであります。

まず、(1)の山林基本財産特別会計の収入・支出の内訳であります。この会計は県有林の特別会計であります。この会計は県有林の主な収入は間伐木の売り払い収入や一般会計からの繰入金であります。平成23年度は、記載してありますように100ヘクタールの間伐を行い、約6,000立方メートルを売り払う見込みでございます。また、支出につきましては、現在19名おります監視人の報酬や、間伐木売り払いに要する搬出のための委託費用、長期借入金の償還などとなっております。

次に、(2)の拡大造林事業特別会計の収入・支出の内訳であります。この会計は県行造林の特別会計であります。この会計は県行造林の主な収入は分収林の売り払い収入や一般会計からの繰入金でありまして、平成23年度は、93ヘクタール、3万9,426立方メートルを売り払っております。また主な支出は、現在98名おります監視人の報酬や、土地所有者等への分収交付金、長期借入金の償還などとなっております。

下の表で平成23年度県営林事業の収支見込みを御説明いたします。この表は、一番左の列にありますように事業と財務に区分して、それぞれ収入と支出内容をお示ししております。

県有林につきましては、表の中の列をごらんください。事業の収入が、上から3段目にありますように、間伐木の売り払い収入（立木等売り払い）で5,984万5,000円、その下の電柱敷等の貸し付けや前年度からの繰越金、さらに、下の諸収入は土地貸し付け等に伴う支障木代金等でございますが、これらを合わせて*6,355万1,000円となっております。また、その下の支

※21ページに訂正発言あり

出につきましては、上から7段目にありますように、監視人の報酬等の管理費が254万6,000円で、事業に伴う支出は、表中ほど(12段から下)に記載しておりますが、間伐材の搬出委託経費である委託料や、間伐材売り払いに伴う市場手数料などの役務費、作業路整備に係る負担金など6,952万6,000円となっております。この結果、表の下から6段目の網かけにありますように、事業関係収支(A)は157万4,000円となっております。また、財務に関しましては、収入が一般会計からの繰入金6,400万円、支出が日本政策金融公庫に対する償還金、元金で4,971万2,000円、利息1,586万2,000円であり、財務関係収支(B)はマイナス157万4,000円で、総収支はゼロとなっております。

次に、県行造林についてであります。表の右の列をごらんください。事業収入は、上から3段目にありますように、分収林の売り払い代金等6,823万3,000円や、前年度からの繰越金、諸収入は、費用負担者からの負担金収入174万4,000円であります。また、その下の支出につきましては、上から6段目にありますように、監視人の報酬等の管理費が1,216万4,000円で、事業に伴う支出は、表の中ほどに記載しております、収穫調査に伴う委託料859万2,000円、土地所有者等への分収交付金5,533万9,000円を合わせて6,488万1,000円となっております。この結果、表の下から6段目の網かけにありますように、事業関係収支(A)は1,769万5,000円となっております。また、財務に関しましては、収入が一般会計からの繰入金5,200万円、支出が日本政策金融公庫に対する償還金、元金で4,919万3,000円、利息2,050万2,000円であり、下から2段目の財務関係収支(B)はマイナス1,769万5,000円で、総収支はゼロとなっております。

特別会計の収支見込みについては以上であります。

続きまして、11ページをお開きください。2の社団法人宮崎県林業公社の分収林事業についてであります。これにつきましても、1月の閉会中の常任委員会で林業公社の資金の流れについての説明要求をいただいておりますので、平成22年度の分収林事業の実績における資金の流れについて御説明いたします。

まず、(1)の分収林事業収入の概要であります。林業公社における平成22年度の分収林事業収入には、アの主伐木の立木の状態での売り払い収入、イの間伐木の伐採現場である山床での売り払い収入、ウの間伐木や支障木を森林組合に委託して市場で販売する収入、エの送電線の敷設等に伴います立木損失補償金の収入の4種類がございます。これらの収入から委託料や調査経費等の必要経費を差し引き、土地所有者に対して分収割合に応じて分収金を交付しております。

中の表は、平成22年度の事業収入の状況を、左の区分にありますように、今御説明しましたアからエまでの収入ごとに整理したものであります。黒い太線で囲んだ事業収入aが平成22年度の収入で、合計は2億9,800万円余となっております。その右の経費bの合計1,900万円余を差し引いた収益金cについて、それぞれの分収割合に応じて分配し、所有者分収金dの合計は1億500万円余、公社分収金eの合計1億7,300万円余が公社の純収入となっております。

次に、(2)の分収林事業における資金の流れについてであります。分収林事業における資金の流れにつきましては、木材の処分方法により異なっております。

まず、アの主伐を行う場合の売り払いであり

ます。公社では、主伐木は立木の状態で、①のように素材生産業者等へ入札による公売を行っております。平成22年度は17カ所、194ヘクタールの公売を行い、下の②のように落札額は2億2,251万2,000円でありまして、経費を差し引いた上で、③のように分収交付金として8,421万7,000円を土地所有者に交付しております。

次に、12ページをごらんください。間伐木の売り払いについてであります。間伐木につきましては、イのように伐採した現地で売り払う山床処分と、その下のウのように伐採後搬出し、木材市場で販売する委託販売があります。まず、イの伐採現場で売り払う山床処分ですが、林業公社は、①のように森林組合に対して間伐木を売り払い、②のように4,717万2,000円の代金を森林組合から得て、③のように1,312万1,000円の分収金を土地所有者に交付しております。

次に、ウは間伐木あるいは道路開設などで生ずる支障木の委託販売であります。このような委託販売は、道路が整備されるなど間伐木の有利販売が可能な場合が多くなっております。ウの場合では、まず公社は、①で森林組合と間伐木を木材市場に売り払うための委託販売契約を結びます。木材市場と森林組合の間では、売り払いにかかる②の手数料や③の代金のやりとりがありますが、ここでは直接公社との取引ではないことから点線であらわしております。平成22年度には、④のように公社では森林組合から売り払い収入1,312万6,000円を得ており、⑤のように234万円の分収金を交付しております。

最後に、エの立木損失補償金であります。九州電力株式会社の送電線の敷設利用などで、①の1,556万8,000円の補償金がありましたが、森林組合に、②のように立木の伐倒搬出に要する委託を行い、③のように土地所有者に対し分収

金を546万5,000円交付しております。

説明については以上でございます。

○橋本環境管理課長 続きまして、環境管理課から、環境放射能水準調査の結果について御説明させていただきます。

資料の13ページをお開きください。文部科学省の委託を受けて実施しております環境放射能水準調査におきまして、今回、大根に含まれる放射性物質について調査を行いました。結果につきましては表のとおりでございまして、例年どおり農業大学校のものを調査いたしまして、放射性物質は検出されておられません。

右側14ページをごらんください。今年度の調査結果を過去10年間のデータと比較して表にまとめておりますので、主なものにつきまして御説明いたします。

まず、一番上の空間放射線量率、これは空気中の放射線の量を示すものでございますが、毎日24時間測定しております。左から3列目の23年度の結果と、その右側の過去10年間の結果を比較いたしますと同じレベルでございます。

次に、その下の降下物でございます。これは、地上に落下した雨やちりに含まれます放射性物質の量を示すものでございまして、1カ月分の累積量でございます。今年度は1平方メートル当たり9.9ベクレルと、過去10年間を上回る値が検出されておりますが、これは昨年4月分でございます。一時的に検出されたものでございます。その後は低いレベルで推移しております。11月以降は不検出となっております。

2つ飛びまして、土壌、その下のお茶につきましては、それぞれごく微量の放射性物質が検出されておりますが、その値は過去10年間と同じレベルでございます。

なお、一番下にございますハウレンソウにつ

きましては、現在、分析作業を行っているところでございます。

環境放射能につきましては、今後も国と連携を図りながら、正確な状況把握とわかりやすい情報の提供に努めていきたいと考えております。

○森自然環境課長 資料の15ページをお開きください。県鳥コシジロヤマドリの保護増殖について御説明をいたします。

まず、(1)の保護増殖の目的でございます。県鳥コシジロヤマドリは、ページ一番下の段の特記事項にございますように、昭和39年に、置県80周年を記念いたしまして県歌や県旗とともに県鳥に制定されておりますが、現在、国及び県の準絶滅危惧種に分類されている鳥でございます。このため、コシジロヤマドリの保護増殖を行いますとともに、放鳥することによりまして、県民へ自然保護思想の普及啓発を図ろうというものでございます。

次に、(2)のこれまでの経緯でございます。①にありますように、平成12年度からコシジロヤマドリの野生の卵を採取しまして、これをもとに自然増殖に着手してございましたけれども、②にありますように、平成14年度からは宮崎大学等の指導を受けまして人工増殖技術を導入しました。平成16年度末で31羽まで順調に成果が上がってございました。しかしながら、③にございますように、平成17年の台風14号によりまして、宮崎市高岡町にあります飼育舎が水没、流出いたしまして26羽が死亡、壊滅的な被害を受けたところでございます。その後、生き残った5羽から増殖を再開し、現在に至っております。

その結果、(3)の増殖の成果にありますように、本年2月末現在で、高岡町産の卵を起源とするものが33羽、えびの産のものが12羽、合計で45羽まで増殖いたしましたことから、今回、

保護増殖の最終目的であります放鳥を計画したところでございます。

具体的には、(4)にありますように、放鳥の時期は3月16日の午後、場所は宮崎市高岡町の蜷尻国有林内の高房台鳥獣保護区内に放鳥することにしております。なお、田口委員長にも御案内をしているところでございます。その節にはどうぞよろしく願いいたします。

放鳥するコシジロヤマドリは、③にございますように放鳥場所近くで採卵、増殖された高岡産といたしまして、今後の人工増殖等を考慮いたしまして、雄4羽、雌6羽を予定しているところでございます。

このような取り組みを通じましてコシジロヤマドリの保護増殖に努めるとともに、宮崎の豊かな自然を守ってまいりたいというふうに考えております。

自然環境課からは以上でございます。

○水垂山村・木材振興課長 16ページをごらんください。先日、事業の一部を休止しました「株式会社もくみ」の現況について御説明いたします。

初めに、会社の概要でございますけれども、西臼杵地域の木材の付加価値を高めることなどを目的に、西臼杵3町及び森林組合等が出資して、第三セクターとして平成8年に設立し、平成10年に操業を開始しております。⑤の資本金が3億4,510万円でありまして、内訳としましては、高千穂、日之影、五ヶ瀬の3町が合わせて3億4,010万円、西臼杵森林組合ほか2つの団体が合わせて500万円出資しております。従業員は、2月末現在でパートを含め60名であります。⑦の補助事業の概要でございますが、平成8年度から18年度にかけて製材施設や乾燥施設等を整備しております。事業費の総額は12億5,200万円

余でありまして、これらの施設により、主に住宅用の柱、板類を生産・販売しております。

(2)の経営状況でございますが、23年6月期の決算では、年間売上額は7億2,800万円余でございますが、機械の故障が多く修繕費がかさんだことなどから、費用が収益を上回り、経常損失額はマイナス2,200万円余となっております。この結果、当期末の繰越損失額はマイナス4億2,200万円余となり、7,700万円余の債務超過となっております。

次に、(3)の事業の一部休止と従業員の解雇でございますが、製作途中の製品を仕上げるため、乾燥・仕上げ部門はしばらくの間は継続しますが、原木を製材する部門は3月5日から休止しており、これに伴いまして従業員28名を解雇したと聞いております。一部休止の理由でございますが、会社から聞いたところによりますと、操業開始以来、機械のトラブルが相次ぎ、また製材加工に精通した技術者の不足などから、これまでに多額の累積赤字が生じていたことに加え、昨年秋口からの原木高騰等により生産量が減少し、資金不足に陥ったとのことでございます。

「もくみ」はこれまで、本県の林業・木材産業の振興に貢献してただけに、このような事態を迎えたことは非常に残念であります。来週12日に取締役会を開き、今後の方針を協議することとさせていただきますので、県としましては情報収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。

山村・木材振興課からの報告は以上であります。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 先ほどの説明で訂正をさせていただきたいと思っております。

済みません、10ページをお開きください。特別会計の説明の中で、私、収入の計のところ

間違った説明をしております。実は山林基本財産特別会計(県有林)の事業の収入の計を「6,355万1,000円」と申しあげましたけれども、これは、一番上の行、財産収入の計だけでございまして、それに前年度からの繰越金881万2,000円、諸収入128万3,000円を加えまして、事業収入の計としましては「7,364万6,000円」となりますので、訂正をさせていただきます。申しわけございません。

○田口委員長 その他の報告事項に関する執行部の説明が終了しました。

その他の報告事項についての質疑はありませんか。

○中野委員 環境森林課の委員会資料の10ページ、一言クレームを言いたいですけど、事業費、収支、支出、いきなり事業関係収支(A)が来ておるわけです。こういうときは常識で、収入合計、支出合計出してね。わざとわからんようにこんなになっているのか、今足したけど合わないんだけど。

それで、補正の歳出予算説明資料の180ページ、山林基本財産特別会計、それと拡大造林との絡み。大体公債費というのは年度按分ですんじやないですか。180ページに公債費が200万マイナス補正になっているけど、その辺の補正の説明資料とこっちの数字の絡みを簡単に説明してください。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 歳出予算説明資料と委員会資料10ページの関係でございます。180ページの上から5段目の(事項)県有林造成事業費、補正額としては148万3,000円のマイナスでございますけれども、補正後の額が、右から3列目にあります7,207万2,000円になります。この額が10ページの中ほどの山林基本財産特別会計の事業の支出の合計になります。

ここで、まことに申しわけないんですけども、委員御指摘のとおり支出の計をとっておりません。管理費の254万6,000円と事業費の6,952万6,000円を足しますと7,207万2,000円となりまして、この金額が補正後の額と一致するものでございます。まことに申しわけございません。

今度は、歳出予算説明資料180ページの一番下の右から3列目の補正後の額4,971万2,000円が、10ページの表の下から4行目、償還元金4,971万2,000円になります。

そして、恐れ入ります、歳出予算説明資料の181ページの上から2段目の利子の右から3列目、補正後の額1,586万2,000円が、委員会資料10ページの表の下から3行目、償還利息1,586万2,000円となるものでございます。

同様に、歳出予算説明資料の182ページ、183ページも拡大造林の特別会計の計をとっていなくてまことに申しわけないんですけども、その収入の計、財務の償還元金、償還利息の数字と合うわけでございます。

具体的に申しますと、歳出予算説明資料の182ページ、右から3列目の補正後の額、県行造林造成事業費の7,704万5,000円につきましては、常任委員会資料10ページの一番右の列の県行造林の事業の支出の合計、管理費の1,216万4,000円と事業費の6,488万1,000円を合計した7,704万5,000円と一致するものでございます。

そして公債費でございますけれども、歳出予算説明資料の182ページの右から3列目、(事項)元金の補正後の額4,919万3,000円が、資料の10ページの下から4行目、償還元金4,919万3,000円、そして説明資料の183ページの利子の右から3列目、2,050万2,000円が、委員会資料10ページの下から3行目の償還利息2,050万2,000円と一致するものでございます。以上でございます。

○中野委員 公債費の208万7,000円はどういう数字ですか。元金が200万もマイナスになるというのは、理由は何ですか。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 先ほどの環境森林課長の説明の中でもあったんですけども、元金200万円と利子8万3,000円の減額につきましては、運転資金として当初は短期借入れをする予定でしたが、それをしなかったということでの減額でございます。

○中野委員 結局借入れずに済んだというのは、節約か何かできたということですか。予定より財産収入がふえたとか。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 委員御指摘のとおり財産収入がふえる場合もございまずし、経費の節減等で繰越金という形で翌年度に事業資金として繰り越せる金額が出たために、短期借入れの必要がなくなったということでございます。

○田口委員長 ほかに質疑はございませんか。今の報告事項で何か質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、その他、何かありませんか。

○中野委員 要望ですけど、補正じゃない、今度の当初予算のときの委員会資料、特別会計と林業公社等々については、事業は継続しておる、説明は単発では、はっきりわからんのです。数字とか借入金はつながっていますから、そういうのがわかるような資料をお願いします。要望です。

今までずっともらっているけど、何枚にもなっておるし、例えば林業公社についてはこれまでの借入金とか。決算書をつけるわけにはいかんけれども、単年度の予算プラス、参考にこれまでの借入金総額とか残とかがわかるように、単年じゃなくて、過去と将来、概略。後でそれは

個別に……。

○田口委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後0時59分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

今回、当委員会に付託されました補正予算関連議案等について、部長の説明を求めます。

○岡村農政水産部長 農政水産部でございます。よろしく願いいたします。

まず、お礼を申し上げたいと思います。先月開催いたしました農産園芸特産物総合表彰式と、先週土曜日に開催いたしました県立農業大学校卒業式につきまして、委員長、副委員長におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございました。

それでは、座って説明させていただきます。

まず、常任委員会資料の1ページをごらんください。平成23年度補正予算についてであります。今回の補正は、議案第56号「一般会計補正予算（第6号）」、議案第63号「就農支援資金特別会計補正予算（第2号）」、議案第64号「沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）」を上程しております。

まず、議案第56号の一般会計補正予算につきましては、平成23年度歳出予算課別集計表の中ほどの列、一般会計の合計の欄にありますように、31億5,077万1,000円の減額補正をお願いしております。これは、国の第4次補正予算に伴う経費や災害復旧予算の減額等をお願いしてい

るものであります。

また、議案第63号、64号の特別会計補正予算につきましては、下から2段目の合計の欄にありますように、201万3,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、一般会計で376億123万円、特別会計を合わせた農政水産部全体の補正後の予算額は、一番下にありましており380億2,076万円となります。

なお、詳細につきましては、後ほど関係課長から説明させていただきます。

次に、右側2ページの繰越明許費についてあります。(2)平成23年度繰越明許費補正一覧表(2月補正)にありますとおり、産地再生関連施設緊急整備事業など14事業で、合計58億8,262万円の繰り越しをお願いしております。これは、国の予算内示の関係等により工期が不足することによるものなどであります。繰越事業の執行につきましては、関係機関との連携を図りながら早期の完了に努めてまいりたいと考えております。

次に、3ページをお開きください。債務負担行為についてであります。これは、国営土地改良事業負担金の追加と、平成23年度みやざき農業振興口蹄疫復興対策資金利子補給の変更をお願いするものであります。

本日は、このほか、議会提出報告として、損害賠償額を定めたことについて3件の事案を、また、5ページ以降に委員会報告事項として、葉たばこ廃作の状況やシラスウナギの採捕状況、口蹄疫からの再生・復興に係る進捗状況など、計6件を報告させていただきます。説明につきましては、いずれも関係課長・室長が行いますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○田口委員長 部長の概要説明が終了いたしました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

○郡司農政企画課長 農政企画課でございます。平成23年度2月補正について御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料の263ページ、「農政企画課」とインデックスがついているところをお開きいただけるとありがたいと思います。農政企画課の2月補正額は一般会計のみで、1億3,840万6,000円の減額補正をお願いしております。この結果、2月補正後の予算額は、右から3番目の欄になりますけれども、24億4,778万4,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

265ページをお開きください。中ほどの(事項)農業情報・技術対策費でございますが、728万4,000円の減額補正となっております。この主な理由といたしましては、下の3の儲かる農水産業を支援する試験研究機能強化事業において、事務費等の節減等により所要の事務費を減額補正するものでございます。

次に、266ページをお願いします。上から3つ目の(事項)東日本大震災被災地支援対策費でございますが、9,089万9,000円の減額補正となっております。この主な理由といたしましては、1のみやざきの大地・海被災者受入促進事業において、東日本大震災の発生を受け、被災者の就労機会や生活の場等を提供するため、農業法人や農村・漁村等における受け入れ体制の構築を図ったところ、7つの農業法人で17名の被災者の雇用確保が図られるとともに、宮崎市の農村集落及び串間市の漁村において各1世帯を受け入れ、住居の提供などの支援を行ったところ

であります。本事業は、どれくらいの受け入れが本県として可能かという視点で予算措置をしており、要望がなかった経費については、今回、減額補正するものでございます。

次に、267ページをごらんください。2つ目の(事項)総合農業試験場管理費において938万5,000円の減額補正となっております。これは、総合農業試験場の維持管理に係る費用の執行残による減額補正をするものでございます。

最後に、(事項)特定研究開発等促進費において2,750万6,000円の減額補正となっております。これは、総合農業試験場で行う国等からの試験研究の受託額の決定等に伴う減額補正でございます。

農政企画課は以上でございます。

○奥野地域農業推進課長 地域農業推進課でございます。

同じく歳出予算説明資料の269ページをお開きください。地域農業推進課の2月補正額は、一般会計で2億1,977万8,000円の減額、特別会計で3,739万2,000円の減額、合わせまして2億5,717万円の減額補正をお願いしております。この結果、2月補正後の一般会計予算額は、右から3番目の欄でございますが、25億5,784万2,000円、特別会計予算額は1億9,327万1,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

まず、272ページをお開きください。一番上ですが、(事項)中山間地域活性化推進費2,598万9,000円の減額についてであります。主なものとしましては、中山間地域等直接支払制度推進事業におきまして対象農用地の面積が確定したことにより、国庫補助決定に伴い減額するものでございます。

次に、273ページをごらんください。(事項) 構造政策推進対策費7,693万円の減額についてであります。この中の1のみやざきフロンティア農地再生事業でございますが、耕作放棄地の再生工事におきまして、計画地区が、埋蔵文化財の調査により工事を翌年度以降に繰り延べしたこと等により減額するものでございます。

次の(事項)農地保有合理化事業費6,812万6,000円の減額についてであります。主なものとしては、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して県農業振興公社がJA等に推進員の設置を計画しておりましたが、この推進員の業務については、ほかの国の事業が活用できるようになったことから減額するものであります。

次に、274ページをお開きください。就農支援資金特別会計になりますが、(事項)就農支援資金対策費3,739万2,000円の減額についてであります。これは、新規就農に必要な資金を無利子で貸し付けるものであります。機械の購入やハウスの設置等に係る貸付額が計画を下回ったことなどにより減額するものであります。

地域農業推進課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○山内営農支援課長 営農支援課でございます。

同じく歳出予算説明資料の275ページをごらんください。営農支援課の2月補正は、一般会計分で2億6,335万円の減額をお願いしております。したがって、2月補正後の最終予算額は、上段右から3番目の欄にありますように23億9,560万1,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

277ページをお開きください。一番下の(事項)協同農業普及事業推進費についてであります。

1の農業改良普及センター運営事業の439

万5,000円の減額については、県内8農業改良普及センターに設置いたしました車両消毒装置の入札残でございます。

次に、278ページをごらんください。一番上のところ、(事項)農業気象災害対策強化費100万円の減額についてであります。これは、農業気象・農作業等の情報提供を行うホームページ等の運営管理に伴う委託費の入札残であります。

次に、(事項)農業金融対策費9,806万2,000円の減額についてであります。これは、農業近代化資金などの農業制度資金に係る利子補給額が、平成23年度新規融資の需要や過年度融資の繰り上げ償還による融資残高の減少によりまして確定したことによるものでございます。

次に、(事項)環境保全型農業総合対策費の3農地・水・環境保全向上対策事業の314万2,000円の増額についてであります。これは、農業者ぐるみの環境保全に向けた営農活動を支援するもので、取り組み面積の増加に伴う直接支払い金の増額によるものであります。

次に、279ページをごらんください。(事項)重要病害虫防除対策事業費の1の鳥獣被害防止地域力パワーアップ事業の8,252万円の減額についてであります。これは、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止さくの整備等を支援する国庫の鳥獣被害防止総合対策交付金の本県への配分額の決定による減額であります。

これら以外の事業につきましては、いずれも執行残及び国庫補助決定等による補正減でございます。

最後に、環境農林水産常任委員会資料の3ページをお開きください。債務負担行為の変更についてであります。営農支援課分としましては、みやざき農業振興口蹄疫復興対策資金利子補給、これは農業近代化資金を活用した場合に無利子

化を行うものでありますけれども、同じく無利子化とする国の特例の活用等があったため、資金需要に合わせて平成23年度以降の利子補給限度額を変更するものであります。

営農支援課は以上でございます。

○加勇田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

歳出予算説明資料の281ページをお開きください。農産園芸課の2月補正は、一般会計で8,314万4,000円の増額補正をお願いしております。その結果、右から3番目でございますが、2月補正後の予算額は12億8,856万8,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

283ページをお開きください。まず、表の5番目、(事項)強い産地づくり対策事業費であります。3億6,588万7,000円の増額をお願いしております。本事業は、農産物の高品質化や高付加価値化、低コスト化等の条件整備等を行うものでございますが、このたび国の4次補正が措置されましたことにより、説明の欄にございます3つ目の産地再生関連施設緊急整備事業を新たに実施することとしております。本事業で、マンゴーの低コスト耐候性ハウスや米の乾燥調整施設、野菜の選果機や保冷库、漬物用加工施設の整備などを実施することとしております。

次に、一番下の(事項)活動火山周辺地域防災営農対策事業費の3,318万4,000円の減額でございます。これは、果樹の降灰防止施設の整備等に当たりまして、事業主体の事業計画の変更により施設規模が縮小したこと。また、22年度から継続して実施予定でございました茶の土壌改良が、土壌分析診断の結果、現時点で十分な改善が確認され、23年度事業を見送ったこと。そのほか各施設等の入札執行残等に伴う補正で

ございます。

284ページをお開きください。中ほどの(事項)青果物価格安定対策事業費の2億3,346万円の減額についてであります。この事業は、野菜価格の低落時に生産者に対し価格差補給金を交付し、農家経営の安定等を図るものでございますが、説明の欄の1野菜生産出荷安定資金造成事業につきましては、国の指定野菜の事業でございますが、本年度、この国の指定野菜事業の資金造成につきまして、従来の100%造成から半分の50%造成に改正されたことにより、減額を行うものでございます。また、その下の2から4の各事業につきましては、交付予約数量が減少したことや、野菜価格が比較的安定して推移したことなどの理由により、減額となったものでございます。

農産園芸課は以上でございます。よろしく御願いたします。

○三好農村計画課長 農村計画課でございます。

同じく、歳出予算説明資料の287ページをお開きください。農村計画課の2月補正は1億1,824万2,000円の減額補正をお願いしております。この結果、右の欄になりますけれども、補正後の予算額は94億8,374万円となっております。

それでは、補正内容について主なものを御説明します。

289ページをお開きください。一番下の(事項)国土調査費であります。8,532万円の減額補正となっております。これは、国庫補助が決定したこと等に伴う補正でありまして、内容は、次ページをめくっていただきますと、一番上に記載の地籍調査事業であります。

次の(事項)土地改良計画調査費であります。1,029万9,000円の減額となっております。これも国庫補助決定等に伴う補正でありまして、

主なものとしましては、説明の欄4の農業農村環境整備実施調査計画策定事業が、計画策定期の再検討によりまして500万円の減額となったものでございます。

次に、1つ飛びまして、(事項)土地改良事業負担金であります。336万7,000円の増額となっております。これは、国営事業予算の増額確定により、県の負担額を増額するものであります。

歳出予算説明資料については以上でございます。

次に、債務負担行為について御説明いたします。お手元の常任委員会資料の3ページをお開きください。上の追加の表、農村計画課の国営土地改良事業負担金でございます。これは、都城盆地ほか2地区の国営土地改良事業の平成22年度実施分について、今年度に確定した負担金の限度額決定を行うものであります。

農村計画課につきましては以上であります。

○宮川農村整備課長 農村整備課でございます。

引き続き、歳出予算説明資料の293ページをお開きください。農村整備課の2月補正は、一般会計で14億1,865万6,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますように105億1,873万2,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

295ページをお開きください。中ほどの(事項)公共農村総合整備対策費であります。7,465万円の増額補正をお願いしております。これは、その下の2の中山間地域総合整備事業といたしまして、国の4次補正予算に伴いまして、高千穂町五ヶ所地区ほか2地区で水路の改修や飲雑用水の整備を行うものでございます。

続きまして、296ページをお開きください。一

番下の(事項)公共土地改良事業費でございます。6億6,676万7,000円の増額をお願いしております。その主な内容は、国の4次補正予算に伴い実施するものでありまして、その下の2の県営畑地帯総合整備事業、次のページの上の3の県営経営体育成基盤整備事業によりまして、都城市横尾原地区ほか9地区で畑地かんがいの整備、水田の圃場整備の進捗を図るものでございます。また、10の農業体質強化基盤整備促進事業は、農業の競争力・体質強化に向け、水田の区画拡大や用水路の改修などきめ細かな生産基盤の整備を、宮崎市跡江地区ほか31地区で実施するものでございます。

次に、中ほどの(事項)公共農道整備事業費でございます。5,298万3,000円の増額をお願いしております。これは、その下の1の県営基幹農業整備事業におきまして、他地区の減額分を活用し事業の進捗を図るものでございます。

次に、299ページをお開きください。(事項)耕地災害復旧費でございますけれども、平成23年の災害発生が予想額を下回ったことによるものでございまして、20億1,929万9,000円の減額をお願いしております。これは、今回の減額補正額総額の約9割以上を占めるもので、災害復旧費の性格上、何が起こるか想定できないということもありまして、当初予算で過去最大レベルの予算額を確保していることによるものでございます。

農村整備課につきましては以上でございます。

○鹿田水産政策課長 水産政策課でございます。

同じ資料の301ページをごらんください。水産政策課の2月補正額につきましては、一般会計で1億2,114万1,000円の減額、沿岸漁業改善資金特別会計で3,537万9,000円の増額、合わせまして8,576万2,000円の減額補正をお願いしてお

ります。2月補正後の予算額につきましては、一般会計、特別会計の合計で17億7,494万8,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

303ページをお開きください。一番下になります（事項）水産金融対策費3,064万5,000円の減額についてでございます。こちらにつきましては、漁業近代化資金などにおきまして資金需要が計画を下回ったこと、及び一部繰り上げ償還があったことなどによりまして利子補給額が減少したことが減額の要因となっております。

次に、305ページをごらんください。中ほどになります（事項）漁業取締監督費6,400万円の減額についてでございます。説明欄の2の宮崎県内水面振興センター経営基盤強化対策資金5,700万円の減額が主な中身となっております。こちらにつきましては、財団法人宮崎県内水面振興センターの経営安定を図るために、短期運転資金としまして当初予算で2億円の融資枠を用意しておりましたが、融資実績が1億4,300万円となりましたことから、減額補正をするものでございます。

次の（事項）水産試験場管理費356万9,000円の増額についてでございます。こちらにつきましては、説明欄の2の船舶運航管理費につきまして、漁業調査船にかかります燃料費の高騰によりまして、470万1,000円の増額補正となったことによるものでございます。

次の（事項）水産業試験費1,483万8,000円の減額についてでございます。こちらにつきましては国等からの受託事務費の確定等に伴うものでございます。

次に、307ページをごらんください。特別会計の（事項）沿岸漁業改善資金対策費3,537万9,000

円の増額補正についてでございます。こちらにつきましては、平成22年度の繰越金が確定するなど歳入予算が増加したことによりまして補正するものでございます。

水産政策課は以上です。

○神田漁村振興課長 漁村振興課でございます。

お手元の資料の309ページをごらんください。漁村振興課の2月の補正額につきましては一般会計のみで、5億922万1,000円の減額補正をお願いしてございます。この結果、2月補正後の予算額は、右から2番目の欄にありますように31億6,693万1,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

2枚めくっていただきまして、312ページをごらんください。上から2段目の（事項）種子島周辺漁業対策事業費の7,658万9,000円の減額についてでございます。これは、ロケット打ち上げに伴い操業制限を受けます漁業への影響緩和のための漁業用施設整備について、独立行政法人宇宙航空研究開発機構が負担するものでございます。事業主体でございます漁協等の施設整備計画の変更や入札残等によりまして、事業費の確定に伴い減額するものでございます。

次に、313ページをごらんください。一番上の（事項）水産基盤（漁場）整備事業費の4,064万円の減額についてでございます。これは、漁業の生産力向上と豊かな生態系の維持回復を図るため、広域的に漁場の整備を行う事業でございますが、国庫補助決定等に伴い減額するものでございます。

次に、一番下の（事項）水産基盤（漁港）整備事業費の1億2,611万4,000円の減額についてでございます。次の314ページにかけてになりますけれども、漁港の安全性を確保するとともに、

漁業生産活動基地としての機能向上を図るための漁港整備を行う事業でございますけれども、国庫補助決定等に伴い減額するものでございます。

次に、314ページの中ほど、漁港災害復旧費の1億7,422万8,000円の減額、並びに一番下の(事項)水産施設災害復旧事業費の6,859万4,000円の減額についてでございます。この2つの事項につきましては、今年度は、漁港や水産施設におきまして台風等の災害が発生しなかったために事業の実施がなく、減額するものでございます。

漁村振興課は以上でございます。

○日高復興対策推進課長 復興対策推進課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の315ページをお開きください。復興対策推進課の2月補正額は3億423万8,000円の減額補正をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、右から3列目でございますけれども、12億3,730万5,000円ということになります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

次の317ページをお開きください。(事項)口蹄疫復興対策事業費でございます。2の肉用牛資源供給体制活用事業の1億4,864万6,000円の減額でございます。農家段階におきまして個別の家畜の再導入が進んでございまして、この事業で想定していた中間保有施設の活用がなかったことによるものでございます。

次に、5のみやざきの畜産経営再生プロジェクト推進事業の8,500万円の減額でございます。これにつきましては経営再開を予定しております農家への相談に応じます現地のスタッフの雇用の経費でございますけれども、その雇用人数

の減少等によります執行残に伴うものでございます。

次に、6の口蹄疫埋却地管理支援事業の4,384万9,000円の減額についてでございます。埋却地の保全管理や地下水の汚染対策など、当初の見込みよりも減少したことによるものでございます。

次に、7の口蹄疫復興対策基金積立金の2,113万7,000円の増額についてでございます。これにつきましては寄附金及び運用利息の追加積み立てに伴うものでございます。

復興対策推進課は以上でございます。

○児玉畜産課長 畜産課でございます。

お手元の資料の319ページをお開きください。畜産課の2月補正額は1億4,088万3,000円の減額補正をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、右から3列目になりますが、29億5,603万8,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

321ページをお開きください。中ほどの(事項)畜産経営環境保全事業費の1億237万1,000円の減額についてでございます。1の畜産バイオマス利活用総合対策事業につきまして、国庫補助事業で家畜排せつ物処理施設の整備を予定しておりましたが、県予算を通らない農畜産業振興機構の事業、口蹄疫畜産再生基金事業での実施に変更したことに伴うものでございます。

次に、一番下の(事項)畜産経営安定資金対策費の5,956万8,000円の減額についてでございます。322ページをお開きください。3の家畜疾病経営維持資金融通事業の5,535万円の減額につきましては、口蹄疫により経営の再開、継続及び維持に必要な家畜導入や飼料購入等に要する資金を融通するものでございますが、貸付額が

見込みより少なかったことなどによるものでございます。

2番目の（事項）畜産団地整備育成事業費の3億2,194万7,000円の増額についてでございます。1の肉用牛振興施設整備事業の3,943万9,000円の増額につきましては、肉用牛の繁殖から肥育に至る地域的な肉用牛一貫生産体制を推進するために、繁殖雌牛の飼養管理施設等を整備するものであり、国庫補助決定に伴うものでございます。

2の養豚振興施設整備事業の2億8,250万8,000円の増額につきましては、衛生水準の高い繁殖センターを整備することによりまして、疾病リスクの低い肥育素豚の安定供給と生産性の向上を図り、口蹄疫からの再生・復興を促進するものであり、国庫補助事業の決定に伴うものでございます。

次に、324ページをお開きください。3番目の（事項）公共畜産基盤再編総合整備事業費の1億2,820万1,000円の減額につきましては、牛舎整備等の計画の見直しを行ったことによりまして国庫補助額の決定に伴うものでございます。

一番下の（事項）家畜防疫対策費の1億1,058万9,000円の減額についてであります。325ページをごらんください。3の高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫対策事業の7,620万円の減額につきましては、鳥インフルエンザの発生に伴う移動制限区域の設定によりまして、制限区域外の農家でも制限区域内の農家と同様の影響が発生したことから、養鶏農家の経営安定に向けた支援策を講じたところでございますが、特例措置等によりまして一定の条件のもとで出荷を進めた結果、影響の緩和が図られたことによるものでございます。

5の家畜防疫体制強化事業の1,709万7,000円

の減額につきましては、民間獣医師の家畜防疫員としての活用などにより、家畜保健衛生所の業務体制強化をするものであります。当初の見込みより減少したことによるものでございます。

畜産課については以上でございます。

○田口委員長 以上で議案に関する執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はございませんか。

○押川委員 274ページ、就農支援資金対策費であります。先ほど説明があったところでありますけれども、機械購入とかハウス、予定、想定としてはどのくらいのものを上げていらっしゃったのでしょうか。

○奥野地域農業推進課長 大体の想定でしょうか。

○押川委員 利用者が少なかったから減額補正ということでしょうかから、予定としてはどのくらいを。

○奥野地域農業推進課長 最初は31件予定していたんですが、2件減って29件になりました。就農中止、延期になった分と、機械などの入札残、あるいは自己資金で対応できるようになったり、もろもろ含めて4,000万ぐらいの減になりました。

○押川委員 ちなみに、機械とハウス、区分けがわかれば教えていただきたいと思えます。

○奥野地域農業推進課長 今年度が29件という予定になっているんですが、ハウスと一緒に軽トラを買うとか機械と施設と一緒に借りる例が多くて、区分けが難しい状況です。

○押川委員 このところの燃油の高騰あたりもあるわけでありまして、後継者不足という中で、ハウスの新築あるいは増築の現状はどんなものでしょうか。わかる範囲内で。

○奥野地域農業推進課長 29件中、ハウスの新設と中古が半分ぐらい申請があつております。

○押川委員 322ページ、畜産団地整備育成事業費、特に2番の養豚関係でありますけれども、計画はどこにどのくらいの規模というのはわかるわけですか。

○児玉畜産課長 養豚振興施設整備事業につきましては、川南町の有限会社で母豚780頭規模の繁殖センターをつくりまして、そこで生まれてくる子豚を、肉豚の素豚として地域内の肥育農家に出していくという形になります。

○押川委員 わかりました。

○福田委員 今の押川委員の質問にも関連するんですが、それぞれの資金あるいは利子補給について利用が非常に低調なようであります。しかし、私どもは宮崎県の農業地帯のだ真ん中におるわけですが、資金需要は強いと見ています。私は現実に月1回、地元の農協の理事会に出席しておりますが、いろんな意見を聞いておりますと、使い勝手の問題でいろいろ制約があるのかなと思ひまして、もう少し使い勝手の問題を工夫されて、せつかくある資金ですから使いやすいようにしていただきたいと考えております。それは皆さん方もおわかりと思ひますから、あえて答えを求めないわけではありますが。

非常にハウスの更新時期に来ていますね、第1次構造改善からしますと。ですから後継者にもなっていますから、やはり省エネ、省コストのハウスあたりに転換をさせていく、そういうことも大事な時期だろうと思ひます。100%とは申しませんが、せつかくの制度資金、利子補給等でありますから、ぜひ有効利用されるように御努力をお願いしたいと思ひます。

○山内営農支援課長 資金関連でございますけれども、例えば使い勝手のいい資金でいきます

と、農業近代化資金とスーパーL資金がございまして、今年度の資金需要等におきましては、近代化資金については大体55億、スーパーL資金につきましては、当初予定の30億をかなり上回る資金需要がある状況でございます。ただ、減額補正といたしましたのは、利子補給の決定時期等の関係で不用額が生じて、今回補正をお願いするものでございます。御指摘のように、最後の災害復旧、経済変動等の緊急対応資金等については、こちらが準備している資金要望まで到達していないという状況もございまして、御指摘のようなPR等使い勝手のいい対策推進に努めてまいりたいというふうに思っております。

○福田委員 次に283ページ、産地再生関連施設緊急整備事業について、もう少し掘り下げて説明いただきたいんですが。

○加勇田農産園芸課長 本事業につきましては、国の4次補正に伴いまして実施をしようとするものでございます。現在、要望をとりまして7件要望が上がってきているところでございます。中身としては、先ほども申し上げましたが、マンゴーの低コスト耐候性ハウスや米の乾燥調整施設、あるいはピーマンの選果機などが上がってきている状況でございます。これにつきましては要望に沿った形で整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○福田委員 今の時期、予算がセットされるということは、私はラッキーかなと思ひます。それで、使い方としまして、選果施設なら選果施設が、来期の作から、あるいは来シーズンに間に合うように予算の執行を工夫してほしいと思ひます。私も何回も現場でそういう目に遭いましたが、せつかくいただいた予算が、年度をまたいで次の年度で完成しますと1年間遊ぶこ

とになりますから、その辺もぜひ御配慮をお願いしておきたいと思っております。大変大きい予算ですから、お願い申し上げます。

○加勇田農産園芸課長 繰り越しということになるといったこともございますが、実際に実働する時期も違うと思っておりますので、そういったことも含めながら、今、御指摘ございましたように、すぐに使えるような形で事務手続等は工夫しながら進めていきたいと思っております。

○福田委員 ぜひよろしく願いしておきます。

それから305ページ、内水面振興センターの関係であります。後から説明の資料が出ていますようですが、これは現実には稼働が少なく必要なかったというふうに解釈をしいんですか。

○鹿田水産政策課長 この経営安定の融資ですけども、特に活用が低調であったということではなくて、歳入が非常に厳しく、またコストが非常に高いときのために枠を多目にとってあるということございまして、毎年この程度の減額補正を行ってきております。

○福田委員 余裕を持って予算の計上をしておいて、こういう減額をするというシステムですね。はい、結構です。

○押川委員 266ページ、東日本大震災被災地支援対策費ということでありまして、先ほど7法人、17名ということでありましたけれども、これは向こうから宮崎県のほうに来たいということで入られたのか、あるいは県からそういう呼びかけを被災地のほうにされて7法人、17名だったのか。そしてこの1世帯の金額というのはいくらになっているんでしょうか。

○工藤連携推進室長 東日本からの被災者受け入れの件でございますが、法人で受け入れるということで、宮崎の支援の事業につきまして広

くPRさせていただきまして、東京事務所も通じてこういう事業を向こうのほうにお知らせをして、御希望があって受け入れたということでございます。当初20名という見込みをしておりましたが、17名ということで、法人のほうで活動していただいているところでございます。

○押川委員 法人を受け入れるという形がいいですね。個人はないということですね。

○工藤連携推進室長 個人の方を本県の農業法人が受け入れるという形でございます。

○押川委員 それと、先ほどのハウスの関連であります。今回、代表質問で田口委員長が清武の木造ハウスの質問をされたんですが、私も昨年興味を持ってずっと見てきておったんです。この間も行ってみたんですけれども、県産材を使って柱に相当の木材が使ってあって、頑丈で、50～60メートルの風速にも耐えられるようなハウスと聞いておりますし、私もそういうふうに判断をいたしました。根石もコンクリートでつくってあって、5畝で、定植が10月中旬過ぎだったということで、今の9月定植とするとおくれているので、収量等の比較は今のところわからないと思うんです。試験場でも数年前からハウスの改良、宮崎型ということで試験をされておるんですけれども、できれば次年度、24年度に向かって、試験場あたり、あるいはどこかに展示圃をつくって実験をしてみる必要があると思うんです。試験場の場長あるいは園芸担当で見ていらっしゃるか。また、見たことに対してどのように思っておられるかお聞かせ願いたいと思っております。

○加勇田農産園芸課長 木造のハウスということでございますが、実際に新聞等でも報道がございまして、この間、委員長のほうにも質問いただきました。我々としましても非常に興味

あるものではございました。ただ、いろいろ都合がございまして、見に行こうと思ったんですけども、時期を逸してしまったところでございます。先般、委員長のほうから御質問いただいた後に林務のほうと協議を持ちまして、木造ハウスにつきましては十分に検討していく必要があるということで検討会議みたいなものを立ち上げまして、それには試験場も入っていただくという形にしたいと思っております。いろんなところの見地をいただきながら、そこにある木造ハウスだけでなく、県産材を使った木造ハウスといった観点でどうなのかといったところを研究してまいりたいと考えておるところでございます。

○押川委員 県産材を使った木造、そしてコストが下がって耐候性があれば、かなり有望かなと思えました。これは今言うように実証していかないと、すぐ導入というのはなかなか難しいと思っておりますので、できれば林務あたりと相談をしていただいて、次年度以降そういうことで試験をしていただくようお願いをしておきたいと思っております。

○坂口委員 関連してですけど、ただその際、あくまでも「儲かる農業」です。ここでは県産材を使おうなんて余計な話で、農家がいかにもうかるようにするか。そのときに補助金を出しての誘導策の立ち上げはいいですよ。だけど、補助金を出して採算がとれるんだったら、ずっと出し続けることというのが一つ。それから環境関連がだんだん方向的に厳しくなってきたということで、木材だから防腐剤とか使ったと。撤去するときには、今度は産廃処理で高度な処理で経費がかかるんです。だから、そこらまで考えてやっついていかないと、杉の木を使うために宮崎の杉でハウスつくろう、補助金出せば

何とか農家はもうける、こんなのはやっぱり本来あるべき姿じゃないと思うんです。そこは間違わないように。

○加勇田農産園芸課長 御指摘のとおりだと思っております。我々農政サイドからしましたら、農家経営の安定にメリットがあるといったことが一番重要だと思っております。そういった上で、コストがどうなのか、使ってみて実際に暖房費が下がる等のメリットがあれば、非常に推進しやすいと思っております。そのほかいろんな法関連も確かにあると思っておりますので、もろもろ含めて検討してまいりたいと思っております。

○福田委員 もう一つ、284ページ、野菜の価格安定資金の造成の件で、先ほど100%造成から50%造成に変更になったという説明でございました。これをもう少し詳しく内容を説明いただきたい。

○加勇田農産園芸課長 指定野菜の国の制度でございます。これはもともと、政権交代で事業仕分けがありましたけれども、そのときに指定野菜の造成の話があったということのようでございます。そこで指摘されたものとしましては、交付率、造成に対して幾ら使うかといったところを過年度ずっと見てみますと、100%造成しなくても十分に対応できているんじゃないかということがありまして、最低限必要な分だけ造成していれば、もしそれが足りなければそのときに手当てをすればいいんじゃないかといった考え方が示されたようございまして、いろいろ国で検討されました結果、50%造成をすれば十分に対応できるといったような判断で、50%造成にされたというふうに伺っています。

ちなみに、宮崎県の交付率といいますか、造成に対して幾ら使ったか過年度分を見てみまし

ても、高いときでも10数%、低いときには5～6%ぐらいが交付率としては出てきていますので、50%造成していれば確かに十分に対応はできているのかなと考えているところでございます。

○福田委員 過去、枯渇しかかったことは何回かありましたよね。私も経験上記憶しておりますが。エンドレスでずっと積み立てる制度であればこの方式もいいと思いますけど、生産者も更新していくわけですから、一定期間を区切って無事故戻しで清算をしていくべき制度ではないかと見ているんです。50%造成になりますとエンドレスでやっていきますから、その辺が厳しくなるのではないかと思います、その辺まで考えられましたか。国の方針ですから、県ではいかんともしがたいとおっしゃればそれまでですが、宮崎県は価格安定事業の発祥の地でございますから、その辺は国に十分発言力を持っておられると思うんです。

○加勇田農産園芸課長 今お話がございましたように、無事戻しあたりもできれば非常にいいのかなと思っておりますが、現実的には、生産者が毎年少しずつかわっていく中で、農協単位として、生産者段階までの無事戻しというのはなかなかできていないところは実態としてあると伺っているところでございます。

そういった中で、50%がエンドレスということでございますが、これまで100%造成の中でも、使った分だけは毎年毎年100%に戻していくといった形で補てんはしてきた、造成をしてきたといった状況でございます。実際に使う分として、生産者も50%になりますので負担率が軽くなるということでございますので、そういった面では非常に取り組みやすいと、そういったメリットも若干はあるのかなと思っております。

戻しも含めて、詳細な部分につきましてはいろいろとまた検討もしてまいりたいと思っております。

○福田委員 この野菜価格の安定事業は、スタートは生産者サイドではないんです。消費者サイドの大都会から、野菜がこれほど乱高下しては困るということでスタートしたシステムであります。新しい方々はその辺がわからないと思うんです。仕分けされる国会議員でもですね。これは消費者、ひいては生産者にもはね返る制度であります。しかも宮崎県が最初からかかわった事業でありますから、ぜひ国にしっかり意見をさせていただきたいと要望しておきたいと思っております。以上です。

○加勇田農産園芸課長 最終的に、我々は生産者でございますので、生産者がデメリットのないような形で価格安定対策については運用していただくということで、国に対してもいろいろ要望してまいりたいと思っております。

○田口委員長 ほかに質疑はございませんか。

それでは次に、報告事項及びその他の報告事項に関する説明を求めます。

○郡司農政企画課長 常任委員会資料の4ページをお開きください。損害賠償額を定めたことについて、3件の事案発生がございます。

1件目は、土地改良事業に伴う、県が農業用排水路布設工事を実施していた都城市の市道で、平成23年10月4日に発生したものでございます。被害者が、雨の中、自動車で行きながら、道路の路肩にできた穴ぼこにより車両を損傷したものでございます。

2件目は、宮崎市佐土原町で平成23年10月5日に発生したものであり、県有車両が、相手方の敷地内で方向転換をするためにバックしたところ、相手方の車庫シャッターの支柱にぶつかっ

たものでございます。

3件目につきましても県有車両による交通事故で、都城市において平成23年5月20日に発生したものであり、県有車両が、点滅信号機交差点において赤点滅のほうから進入したところ、右側より直進してきた相手車両と接触したものでございます。

なお、賠償金につきましては、穴ぼこ事故につきましてもは損害賠償責任保険から、県有車両における交通事故につきましてもは自賠責保険及び任意保険から全額が支払われているところでございます。

交通安全につきましてもは、機会あるごとに職員の意識高揚に努めているところでございますけれども、今後とも一層の徹底が図られるよう、再発防止に向けまして厳しく指導してまいりたいと考えております。以上でございます。

○加勇田農産園芸課長 委員会資料5ページをお開きいただきたいと思っております。葉たばこ廃作に伴う支援状況について御説明いたします。

まず、1の本県における葉たばこ廃作の確定の数字でございますが、表の中ほどにありますように、436戸、716ヘクタールの確定の数字となりました。また、24年のJ Tとの契約でございますが、表の右側にありますとおり、359戸、748ヘクタールとなったところでございます。

次に、2の共同利用施設の財産処分の状況でございますが、葉たばこの乾燥、育苗、貯蔵の共同利用施設の中で、国庫補助事業の補助金返還の対象となるものが、右から3番目でございますとおおり5カ所ございます。これらの施設が補助金返還の免除を受けるためには、当該施設を処分した後も地域活性化等に有効に活用していくことが要件となっておりますので、これまでそれぞれの地域におきまして施設の新たな活用

方法を慎重に検討していただいたところでございます。現在は、このうちの3カ所につきまして活用方法の合意形成が図られましたことから、国と手続を行っているところでございますが、残りの2カ所につきましても、引き続き、補助金返還が生じないように、例えば地元行政による公共的な利用であるとか、農業振興の面から言えば、共同利用機械などの保管倉庫などへの利用の方法も含めまして、施設の有効活用等に向けた検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、3の葉たばこからの品目転換に必要な機械施設整備の支援でございますが、(1)の県単の園芸産地基盤強化緊急整備事業につきましては、現在、カンショ収穫機や里芋選別機など、事業費で約5,000万円の要望を受けておりました、この要望に基づいて予算の配分等の事務を進めているところでございます。

また、(2)の国の4次補正の葉たばこ作付転換緊急対策事業につきましては、国の直接採択事業でございましたが、県といたしましては関係機関・団体と連携を図り、いち早い事業の周知や計画書のチェックあるいは事務手続など、積極的に本事業への取り組みの推進や支援を行ってきたところでございます。この結果、現在、リース方式によるハウスや農業用機械の導入のほか、育苗施設や予冷庫の整備など、事業費で約5億8,000万円の申請がなされているところでございます。

次に、6ページ、4の経営転換品目の推進等についてでございます。まず、(1)の現地での取り組み状況でございますが、J Aと農業改良普及センターなどが連携して、地域の既存栽培品目の拡大や加工・業務用で需要が見込まれる品目について推進いたしますとともに、新たに

栽培する場合の注意点などを含め研修会や巡回指導を行いまして、栽培技術の向上を支援しているところでございます。主な取り組み事例といたしましては、J A宮崎中央での焼酎原料用カンショの推進事例であるとか、J A西都での加工用ハウレンソウの推進事例などが報告されているところでございます。

こういったような取り組みの結果、(2)にありますように、カンショやバレイショなどの露地野菜を中心に、県全体で約430ヘクタールの品目転換が進められているところでございます。

最後に、(3)の今後の支援でありますが、農業改良普及センターごとに計画しておりますプロジェクト活動に取り組みますとともに、市町村、J Aと連携した総合的な経営転換支援を継続することとしております。具体的な取り組みとしましては①から⑥にお示ししておりますが、長期計画に掲げております「加工・業務用需要への対応」や「畑地かんがい営農の推進」の取り組みと一体となりまして転換品目のさらなる推進を行いますとともに、技術・経営支援や農業委員会等と連携した農地の効率的活用の推進に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

農産園芸課は以上でございます。

○神田漁村振興課長 それでは、同じ資料の7ページをごらんください。平成23年度のシラスウナギの採捕状況等について御説明いたします。

1の県内産シラスウナギの採捕状況であります。まず、(1)特別採捕許可についてでございますが、全長25センチメートル以下のウナギにつきましては、内水面漁業調整規則または漁業調整規則によりまして採捕が禁止されておりますが、増養殖用種苗の供給を目的として採捕する場合に限り、ウナギ稚魚特別採捕許可として

採捕禁止を解除しているものでございます。平成23年度におきます許可状況は、内水面振興センター及び一般採捕者877名で、許可期間は、平成23年11月22日から平成24年3月5日までの105日間となっております。

続いて、(2)採捕状況でございますが、本年度の県内採捕量は、資料では3月4日現在で245キログラムですが、最終的には251キログラムとなっており、平成21年度から3年連続で低水準となっております。

次に、2の養鰻業のシラスウナギ池入れ状況についてでございます。初めに、(1)本県及び国内主要産地のシラスウナギ池入れ状況でございますが、県内には42の養鰻業者がおりますが、このうち12業者が本年度のシラスウナギを確保し、池入れを終了してございます。また、22の業者が予定数量のうち一部を確保したことが確認できておりましたが、最新の情報によりますと、その他残りの業者のうち、3業者は昨年からの手持ちのウナギで対応するというので、本年度の池入れをしない予定ということが確認できてございます。したがいまして、3月7日現在、合計で37業者が池入れ、あるいは手持ちのウナギで対応するというのでございます。

なお、下の表は主要生産県別の池入れ状況を比較したものでございます。各県の池入れの必要量、いわゆる需要量につきましてはなかなかわからないところもございますので、指標といたしまして、平成22年度と同じ生産量を確保するとして推定需要量を求めて比較してございます。

表の上段でございますが、平成23年度池入れ量は、3月4日付の日本養殖新聞によるものでございまして、右から2番目の推定需要量に占める比率を一番右側の(C)分の(A)で示し

て、各県の池入れぐあいの進捗状況を示してご
ざいます。推定需要量につきましては、ウナギ
養殖では、池入れした稚魚の1,000倍の重量を出
荷すると言われておりますことから、これをも
とに平成22年度並みの生産量を確保するために
必要なシラスウナギの数量を算出し、先ほど申
しました推定需要量としたものでございます。

また、本県の値に関しましては、県独自に需
要量及び池入れ量を調査しておりますので、そ
の値は括弧書きで記載してございます。一番右
側の欄に示してございますように、3月2日現
在、本県は64%の池入れ状況でございまして、
鹿児島、愛知など主要養鰻県とほぼ同様の水準
で推移していると考えてございます

8ページをごらんください。続きまして、(2)
の養鰻主要国のシラスウナギ池入れ状況につい
てでございます。上の図に示しておりますとお
り、日本、台湾、中国、韓国といった養鰻主要
国の池入れ量につきましては、乱高下を繰り返
しつつ年々減少傾向にございまして、近年は40
トン前後まで減少してございます。一方、国内
の池入れ量につきましては、グラフの黒い棒に
なりますけど、20~40トン台で比較的安定して
推移していると考えてございます。

次に、3の本県養鰻業の今後の見通しについ
てでございます。下の左側の図をごらんくださ
い。シラスウナギ価格の推移を示してございま
す。稚魚の確保に向けた競争が激化したことを
受けまして、シラスウナギの価格は値上がりの
傾向にございます。特に平成23年度は急騰して
ございまして、図の黒丸で示している県内産シ
ラスウナギの平均価格は1キログラム当たり182
万円、破線の黒三角の台湾や中国からの国外産
にあっては1キログラム当たり220万円と、過去
最高額を記録しているところでございます。

次に、右側の図をごらんください。製品とし
て出荷する際の価格でございます成鰻価格の推
移でございます。シラスウナギと同様に成鰻価
格も上昇傾向にございまして、平成13年に1キ
ログラム当たり933円であったものが、ことし、
平成24年2月25日現在3,900円と4倍強、昨年同
期との比較でも1.64倍と急騰している状況に
ございます。

現在の養鰻経営の状況といたしましては、シ
ラスウナギ価格の高騰により生産コストが増大
する状況にはございますが、一方では成鰻価格
も上昇しており、一見バランスがとれているよ
うな感じではございます。しかしながら、稚魚
の池入れに多額の投資をしていることから、経
営におけるリスクが非常に高い状況になってき
ており、今後の成鰻価格の動向を注意深く見て
まいりたいと考えてございます。以上でござい
ます。

○日高復興対策推進課長 復興対策推進課で
ございます。

委員会資料の9ページをお開きください。工
程表の進捗状況につきまして、その主なものを
説明させていただきます。

まず、表の中、1の防疫体制の強化でござい
ます。項目の一番上でございますが、家畜防疫
員の確保でございます。県職員の獣医師の確保
を第一に進めてまいりますけれども、当面の取
り組みといたしまして、進捗状況の欄にござい
ますように、県の畜産職83名と民間の獣医師136
名を家畜防疫員としてそれぞれ任命させていた
だきまして、家畜防疫体制の充実に努めたとこ
ろでございます。

その下の関係機関との連携でございますけれ
ども、4月に4つの団体、それから11月に17の
団体と、それぞれ初動対応なり防疫対策に係り

ます協定を締結したところでございます。

その次1つ飛んでいただきまして、マニュアルの整備と、その下の防疫演習でございますけれども、一昨年の経験を踏まえまして、昨年4月にマニュアルを改定いたしますとともに、そのマニュアルの検証なり実効性の観点から、4月と11月に防疫演習を実施したところでございます。

次に、その下の水際防疫の徹底でございますが、空港、港湾などの8つの団体と防疫協定を結んだところでございます。

また、1つ飛んでいただきまして、飼養衛生管理基準の徹底と、一番下にございます埋却地の確保でございますけれども、この部分につきましては、後ほど家畜防疫対策室長のほうから別途御報告をさせていただきたいと考えてございます。

次に、10ページをごらんいただきまして、2の畜産経営再開への支援といたしまして、現地の指導班によります指導、それからプレミアム牛肉商品券ということで牛肉の消費拡大に努めたところでございます。

また、その下にございますように、適正飼養密度等の検討におきましては、「適正飼養密度等に関する意見交換会」の意見等を踏まえましてガイドラインを策定し、2月には飼養衛生管理基準のパンフレットとあわせまして、畜産農家全戸に配布をしたところでございます。

次に、項目の3の産地構造・産業構造の転換でございますが、耕種への転換の中では、冷凍野菜加工施設の円滑な稼働に向けた支援を行いますとともに、6次産業化への取り組みといたしまして、農業振興公社のほうで6次産業化プランナーを配置し、事業化に向けた支援を行っているところでございます。

次に、一番下の8の地域振興対策につきましては、口蹄疫復興財団によりますファンド事業で、本年度は、西都・児湯地域の5町1村の取り組みにつきまして支援を行ったところでございます。

1枚めくっていただきまして、11ページでございます。9の経済雇用対策ということで、一番上の中小企業支援におきましては、中小企業応援ファンドを活用して、プレミアム商品券の発行であったり、地域活性化イベントの開催であったり、需要拡大の取り組みを県内全市町村で実施したところでございます。

次の雇用対策では、ふるさと雇用再生特別基金なり緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用いたしまして雇用の創出を図っているところでございます。

また、その下の観光から製造業までの4つの項目につきましては、先ほどの口蹄疫復興財団の事業なりを活用いたしまして、県域の観光団体の行います修学旅行など観光客誘致の取り組みなり、商工団体等の行います販路開拓や新商品の開発などの取り組みを支援しているところでございます。

このような進捗状況でございますが、一番下の2の今後の対応にございますように、まず、上の丸印でございますけれども、畜産経営の再開なり県内経済の状況を踏まえながら、経営再開への支援なり経済雇用対策につきましては適宜見直しを行っていかねばいけないというふうに考えてございます。また、その下の丸印にもございますけれども、本県の畜産が将来にわたって本県農業の基幹品目として発展していきますように、生産性の向上なり販売価格の向上など畜産新生に向けたそれぞれの項目の追加を行ってまいりたいと考えてございます。

復興対策推進課は以上でございます。

○岩崎家畜防疫対策室長 家畜防疫対策室でございます。

常任委員会資料の12ページをごらんください。家畜防疫員による農場巡回指導と埋却地確保の状況について御報告します。

まず、1の農場巡回指導の状況でございますけれども、目的にありますように、畜産農家の防疫意識を高め、二度と同じ事態を引き起こさないよう、県内すべての畜産農家を対象に巡回指導を実施いたしました。主な巡回内容につきましては、①にありますように、新たに定められました飼養衛生管理基準の周知とその遵守状況の把握を行うとともに、本年整備を進めております「家畜防疫情報システム」の構築のため、各農場の所在地や飼養頭羽数、埋却地などの基礎データの収集を行ったところでございます。

(2)の実施期間でございますが、家禽につきましては、昨年7月の4日から開始し、ことし10月末までの4カ月間、牛、豚につきましては、昨年9月からことし2月末までの6カ月間を要したところでございます。なお、2月末時点で牛農場1戸のみが未実施となっております。

(3)の従事した家畜防疫員数でございますけれども、家畜保健衛生所や支庁・振興局の県職員合わせて139名と、NOSA Iや開業獣医師など民間獣医師23名の合計162名が、市町村の協力を得ながら巡回いたしました。

(4)の巡回実績でございます。牛で8,235戸の約26万頭、豚で553戸の約76万6,000頭、家禽で999戸の約3,160万羽となっており、全畜種の農場数の合計は9,787戸でございます。

(5)の主な指導項目でございますけれども、牛、豚の一部の農場において、病原体の侵入を防止するために、それぞれの農家が設定します

衛生管理区域に立入禁止の看板設置がされていない農場がございました。また、衛生管理区域に出入りする車両の消毒が十分に行われていない農場が見られました。また、一部の家禽農場につきましては、網目の大きさが2センチメートル以下の防鳥ネットが設置されていない農場があったこと。また、鶏舎の壁やネット等の破損を速やかに修繕されていない農場が見られました。なお、これらの農場のうち家禽農場につきましては、鳥インフルエンザの発生シーズンでもあり、現在、家畜保健衛生所が立ち入りし巡回指導を行っているところでございます。

次のページをごらんください。2の埋却地確保の状況についてでございます。2月末時点の畜産農家の埋却地の確保状況について表に示しております。畜種別で見ますと、確保割合は、3段目にありますけれども、牛で96.3%、豚で86.8%、家禽で88.8%となっており、右端の合計欄にあります。調査農場数9,787戸のうち9,296戸が埋却地を確保しており、確保割合は95%となっております。また、埋却地確保面積でございますけれども、下の段から3段目をごらんください。牛で1,965ヘクタール、豚で189ヘクタール、家禽で268ヘクタール、合計の総面積が2,422ヘクタールとなっております。この面積は、仮にこれらすべてを埋却地として活用した場合、下から2段目にありますように、埋却可能頭羽数は、牛で約390万頭分、豚で210万頭分、家禽で約3億8,000万羽分に相当する面積で、現在の飼養頭羽数で見ますと、牛で約15倍、豚で2～3倍、家禽で約12倍の面積が確保されていることになっております。

(2)の今後の取り組みでございますが、今後とも引き続き、市町村や関係団体とも連携しながら、未確保農場に対しましては助言・指導

や情報提供等を実施してまいりたいと考えております。また、既に確保されている農場の埋却地が共同利用できないかなど、有効活用等についても検討してまいりたいと考えております。さらに、各農場の埋却地情報をデータ化し家畜防疫情報システムの構築を図り、初動防疫が迅速に実施できるよう体制の整備に努めてまいります。

(3)の公有地のリストアップ状況につきましては、県有地が8カ所、79ヘクタール、その他の市町村有地や国有地が56カ所の108ヘクタール、総面積は187ヘクタールとなっております。今後とも、市町村等の協力を得ながら公有地のリストアップを進めるとともに、さらに補完的な取り組みとして、JAや関係団体等が所有します農地につきましても、現在、埋却地として利用できないか協力をお願いしているところでございます。

説明は以上です。

○児玉畜産課長 畜産課でございます。

常任委員会資料の14ページをごらんください。宮崎県凍結精液譲渡・利用取扱要領（仮称）の制定について御説明いたします。

昨年11月の定例県議会の環境農林水産常任委員会におきまして、県有種雄牛凍結精液の配付体制の見直しにつきまして、現状と問題点を踏まえ、県の対応や見直しに当たっての基本的な考え方を御報告させていただいたところでございます。今回は、公正取引委員会や農林水産省との協議を踏まえまして、1の概要にありますように、適正な県内供給体制を構築するために、新たに宮崎県凍結精液譲渡・利用取扱要領を制定することといたしましたので、その概要について御説明いたします。

2の取扱要領の主な内容でございますが、

(1)にありますように、凍結精液供給のルールを明確にし適正な流通を確保することと、これまでに築き上げてきました宮崎牛ブランドの維持、さらなる発展を図ることを重視して作成することとしております。

(2)の譲渡体制では、家畜改良事業団から県内の家畜改良協会を経て、家畜改良協会員のみならず、譲渡を希望する人工授精師等に配付することとしておりますが、配付を受ける人工授精師等につきましては、(3)に示しておりますように、県内の譲渡と利用を最優先することや、県有種雄牛以外の種雄牛造成には利用しないこと。さらには、凍結精液と精液証明書は他に譲渡しないなどの事項を遵守していただくことにしたいと考えておるところでございます。

また、凍結精液の譲渡に当たりましては、(4)にありますように、凍結精液を、種雄牛の産肉能力や血統構成、さらには凍結精液の利用状況等を勘案いたしまして3ランクに区分いたしまして、県外産凍結精液を利用する人工授精師等には譲渡する精液を限定したいと考えております。

(5)の管理体制でございますが、人工授精師等は、スマートフォンを利用した報告システムにより凍結精液の利用状況を報告することになっておりますが、県と事業団は、凍結精液の適正な利用と管理を図るために、同システムによる凍結精液の利用情報の一元管理を行いますとともに、県、事業団、家畜改良協会は、人工授精師等に対して凍結精液の利用や管理状況について調査、報告を求めることができることとしております。

(6)には、この要領の遵守事項等に反する行為が見られた場合において、凍結精液の譲渡を停止できることにしたいと考えております。

以上のように、県有種雄牛の継続的な造成や、それによる宮崎牛ブランドのさらなる発展を考慮いたしますと、県有種雄牛等の凍結精液の配付対象を広げつつも、全体として本県の肉用牛が発展していく方向での節度ある利用を推進するため、一定の制限を課したいと考えておるところでございます。

最後に、今後のスケジュールですが、3月下旬に肉用牛関係団体の代表者から成ります宮崎県肉用牛振興協議会を開催いたしまして、ここで関係者の理解が得られた場合には、県内での説明会を行った後に、5月以降に、家畜改良協会への申し込み等必要な手続が完了し次第、凍結精液の配付をしたいと考えておるところでございます。

畜産課は以上でございます。

○岩崎家畜防疫対策室長 家畜防疫対策室でございます。

委員会資料の15ページをお開きください。現在、策定作業中の「宮崎県における獣医療を提供する体制整備を図るための計画書（案）」について御説明します。

まず、1の計画策定の主旨でございますが、本県における獣医療の提供体制は、平成4年の獣医療法の制定を契機に、国と連携しながら、施設整備や獣医師の確保・育成に努め、一定の成果を上げてきたところであります。しかしながら、本県で発生した口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザでは、畜産業のみならず本県経済に未曾有の被害をもたらし、県民に大きな影響を与えたことから、獣医療を提供する体制、特に防疫体制について見直す必要がございます。

一方、本県は、我が国有数の畜産県として食料供給に重要な役割を果たしてきていることから、家畜伝染病の発生防止対策はもちろんのこ

と、国民に安全で、しかも安定して畜産物を供給する上でも、獣医師の果たす役割はますます重要となっております。このような状況を踏まえ、県民の獣医療に対する安心と信頼の確保を目指し、国が平成22年8月に公表した「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」に則して、今回新たに「宮崎県獣医療計画」を策定するものであります。

2の期間ですけれども、本計画は本年度から平成32年度までの10カ年の目標といたします。

また、3の基本方針ですけれども、「すべての県民が、安心して獣医療サービスを受けられる体制の確立」としております。

4の基本目標につきましては、大きく2つございます。1つが施設整備に関する目標で、高度な獣医療を提供するために、家畜保健衛生所、NOSA I、宮崎大学等での機器整備による機能向上と連携強化に努めていくこととしております。

2つ目が、獣医師の確保に関する目標ですけれども、産業動物診療獣医師については、現状の獣医師数の確保に努める計画としております。一方、公務員獣医師の確保目標につきましては、現状の水準以上を目標に計画的な確保と配置に努める計画としております。

なお、他の畜産県レベルの家畜防疫員体制にするために、家畜保健衛生所の獣医師を20名程度増員確保する計画としております。

16ページをごらんください。5の相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針ですけれども、家畜防疫体制の確立や診療施設等の効率的な利用を行うなど、より効果的な診療体制の整備を図ることとしており、6の獣医療に関する技術の向上のための研修につきましては、今後ますます高度化・多様化していく獣

医療ニーズに対応していくため、獣医療技術の研修等を実施していくこととしております。

なお、お手元に本冊をお配りしておりますので、後ほどお目通し願いたいと思います。

説明は以上でございます。

○田口委員長 報告事項等に関する執行部の説明が終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時33分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

報告事項等についての質疑はございませんか。

○坂口委員 獣医師さんの確保、特に公務員獣医師の取得は、見通しはどんなですか。

○岩崎家畜防疫対策室長 獣医師確保、特に公務員の獣医師確保でございますけれども、今、全国で16大学、約1,070名程度が卒業されます。その中でどうしても犬猫病院等の小動物に志向される方、あとは大学の入試の関係、なかなか入れないという状況もあって、都会の学生が獣医師を養成する大学に入られているという状況等もございまして、産業動物なり公務員への就職の希望が非常に少ないものですから、非常に厳しい状況にあることは間違いございません。

○坂口委員 畜産県である各県が同じような状況だと思うんです。その中であいった方が一の場合を想定しての必要人員確保でしょう。平常時だと何もないわけですよ。そんな中で都道府県があえてそんなにたくさんの獣医師さんを抱えていく。人件費あたりですよ。人件費は需要額でしっかり積み上げられたものに対して予算の枠が決まっていくわけですから。具体的にはこれが基準財政需要額のカウントの中に織り込まれているのかどうか、今後、国の指導

でふやしていく、本県なら20名ふやしていくというのが。本県の場合は家保にしても3カ所ぐらい、所長が3人、それに伴う獣医師さんが何名とかいうのがおのずと決まってくると思うんです。その中で、定数適正化でほかのところをばしばし切っているわけでしょう。だから物すごく負担がふえてきている中で、需要額がしっかりカウントされなかったら、将来もっとほかの職員を切っていくって確保せんといかん。あっちゃいかんことが起こったときのためだから、ほかのものにはかえられないけれども、消防自動車みたいなもので、使わんのが一番いいんですけれども、持っておかにかいかんという状況で本当にいいのか。この前から、国の出先機関を残すべきだとか渡すべきだと意見が割れていますけど、むしろこういったものこそ国が防疫手段として確保していった、必要があったときそこに派遣していくというシステムが本来あるべき姿じゃないか。そこらのところを今後の課題として大きい課題だなと判断されれば、畜産県あたりが横の連携をとってそういうことも国に求めていくべきじゃないかという気はするんですけども、対策室長あたりではコメントしづらいですか。

○岩崎家畜防疫対策室長 委員の御指摘のありました、有事を想定した家畜防疫員なり獣医師の数を確保するのは無理じゃないかと思っています。一昨年の口蹄疫の際には、獣医師の従事者数が延べで約7,000人となっております、ああいう大規模の伝染病の発生を想定した獣医師の確保は非常に厳しいのではないかと。ただし、先ほど説明しましたように、いわゆる発生させないための巡回指導も非常に厳しくて、県の畜産職員あるいは民間獣医師等を活用しながら、延べ数千人単位の家畜防疫員で巡回したという

こともございまして、発生させないためにもこの20名の確保というのは必要な人員と考えております。

それと、当然これは国家防疫ですので、人件費等については農政水産部の所管ではございませんが、一定の交付金が国から支給されております。そのようなことでいきますと、有事の際、あるいは平時の際の獣医師は、当然、委員のおっしゃいましたように、九州あるいは全国のネットワークを十分構築した上で対応していく必要があるかと考えております。

○坂口委員 具体的な数字を忘れたんですけれども、たしか以前は、本県の場合、獣医師は3家保で35～36名だったような気がするんです。

○岩崎家畜防疫対策室長 獣医師の数は、福祉保健部を含めると100数十名になっておりますけれども、3家保の獣医師数は48名でございます。

○坂口委員 前の交付税の算定基準で割り振ったぎりぎりを本県は持っていたと思うんです。それに20名足したものが、本当に交付税のカウントに入っているかどうかというところが一つ。それなら安心なんです。ほかにしわ寄せ行かんからですね、ちゃんと人件費がもらえるんですよ。そうでないとしたらの心配をしたんです。

それと、巡回指導というのは、今までの巡回指導でもなされなかったというのがあったですよ。ちゃんと基準で決めていながらそれがやられていなかった。今回のを参考にして限りなくマークシートに近い巡回指導でいいと思うんです。畜産農家自体が自己チェックできるようなマークシート方式をしっかりと今回は検証できたと思うんです。ここで届け出れば、いざというところにかない。現場ではそういう効率的

なことをやっていくことが必要。

それでも最低限必要だったらいいんですけど、そうなったとき、最初にお尋ねした確保の見通しです。これは動物のお医者さんですけど、厚生委員会のほうでは人間のお医者さんが深刻な状況で、今、一生懸命いろんなことを検討して課題解決に努力していますよね。全国でたくさんの方がお医者さんになっていくんだけど、結果的に宮崎に来ないというのは、産業獣医師と公務員獣医師とペット獣医師の違いだと思うんです。やっぱり金もうけの魅力だと思うんです。その中で、宮大に地域枠をつくった。そこに入れた。国家試験がある。研修医としての手腕の上達がある。そこらのところ、ハードルを越すところに目安を決めないと、20名確保を焦ってしまって、地域枠だということで宮大農学部に入れて養成しようとして焦っても、早く確保することが大切なのか、本当に必要な人材を辛抱強く集めるのかという問題です。これは今後の宿題になりますけれども。もうちょっと一工夫、国とか、横の都道府県連携とかがあってというような気がしてなりません。毎日検査でもないわけですよ。もちろん伝染病ですから怖い面もあるけれども、南九州3県で連携をとりながら、日にちを変えてチェックなり指導はできないかとか。適正化で人を減らしていく時代に、20人専門職を、しかもなかなか人がいないよというところで、いろんな優遇策をとりながら確保していくというのは大変じゃないか。短期間で採用すれば、その人たちが退職するときに、またそれを一遍に補てんするのかとか、ちょっと知恵が要りそうな気がする。

○岩崎家畜防疫対策室長 20名増員につきましては、なるだけなら早目がいいんですけども、基本的には10年を目標にしております。

それから巡回指導の件ですけれども、今回、約半年かけて全農家を巡回いたしました。先ほどちょっと説明しましたように、農場の情報を全部つかみましましたので、そういう意味では農場の情報収集とあわせて、一部で不備な農家がありましたので、その辺を中心に来年度以降は考えていきたいと思ひます。

ただ、20名の増員のベースとなりますのは、鹿児島とか北海道を含めた他の畜産県レベルの家畜防疫員の体制を目標ということでござひますので、御了解いただきたいと思ひます。

○中野委員 口蹄疫があつて1年たちます。今、テレビ等で見ていると、市町村長が協定を結ぶニュースがいろいろ出てくるわけね。建設業と結んだり。それは別に悪いことじゃない。だけど、私は、1年前の口蹄疫のとき東諸管内しか見ていないけど、きずなじゃないけど、建設業なんかもそんなのを結ばんでも、みんな積極的に参加しているわけです。今、本当にやってほしいのは、まずは口蹄疫があれだけ拡大した要因をしっかりと見てもらいたい。

関連ですけど、獣医師、基本方針で、「すべての県民が、安心して獣医療サービスを受けられる体制の確立」。私も畜産農家なんかとつき合いをしているけど、常時は、獣医さんが足らんでどうのこうのというクレームというか要望は何もない。近所を見ていると、大体共済が回ってきたりして、ちょっと牛が悪いといえはすぐ来て見ている。常日ごろは、極端な言い方すると獣医は足りているのかなと、私はそういう感じを持っていたんです。たまたま殺処分頭数がたまって30万頭とかね。それを殺処分するときになったら獣医師が足りないという話が出てきたでしょう。今、坂口委員が言ったように、最悪の事態を想定して対応するのじゃないかという

話があつたからいいけれども。家伝法を見ても、防疫員の役割というのは殺処分の権限です。今、見回って、網に穴があいているとか、鳥が入るとかいうのは、極端な言い方をすると、何も防疫員じゃなくても、我々素人でもできん話じゃないと思ひます。

獣医師を確保するというのは、鹿児島県と比較して話があつたからそれでいいと思ひますが、獣医師を確保したから、一昨年のような拡大したかどうかという話になると、また別な原因です。例えば今、埋却地もかなり進んでいるけれども、いろいろ聞くと、ただ埋却するための畑を持っておるかどうかという範囲だろうと思ひます。これから先、埋却地だったら、ある程度そこら辺の人に知らしめんと、実際の口蹄疫のときは、「うちの前を通つたらいかん」とか、国富もそうです。「高台に埋めてもらつたら下の人は反対する」とかいうような話も前回のときに出てきていた。拡大したとき、さっと処理できる。まずせんための処理、処置とか。最近では協定を結ぶとか……。消毒剤とか材料確保はどうするかという問題、その辺も含めて、今、上っ面のところが表面に出てきて対応、対応とか言っているような感じがしているので、今後は拡大したときの対応も含めて検討してもらいたい。要望でいいです。

○押川委員 今いろいろ出ているんですが、私もちょっと気になるのが、今回の口蹄疫のことを考えると、大規模経営の中での自前の獣医師さんとの関係はどこに出てくるのかなという気がするんです。各機関とか団体における理解というのはわかるんですけれども、今後10年の中で、この獣医師との関係はどうなっているのでしょうか。

○岩崎家畜防疫対策室長 大規模農場における

管理獣医師、これは家伝法なり飼養衛生管理基準に規定されておまして、一定規模以上の養豚農家あるいは肉用牛飼育農家等については管理獣医師を置きなさいと。当然その管理獣医師については家保と常日ごろ情報交換しながら、早期の発見、あるいは防疫の措置をとれる体制にいなさいという規定がございます。この獣医師の計画につきましては、産業動物関連の獣医師さんにつきましては一応現状維持で整理しております。産業動物の獣医師さんの場合は定年がないものですから、75歳をめどに、10年間でこれだけ減るので、その分は十分確保していきたいという整理でございまして、委員の御質問にもございました、いわゆる大規模農場での獣医師の確保は、当然その企業なり農場の責務ですけれども、そこはちゃんとチェックしていきたいと考えております。

○押川委員 要望にしたいと思うんですけれども、5ページの葉たばこ廃作に伴う支援状況についての2番の共同利用施設の財産処分の状況であります。一般質問等でも出ておりますから、国のほうにも用途変更あたりで返還金がないような形で努力をしていただけるということでもありますから、ぜひこの活用方法、特に検討中の2カ所については十分な御配慮をお願いしておきたいと思っております。

それから現地での取り組み状況の中で、里芋等がことし作付が相当多いという話も聞いておるところでありますけれども、西都にせつかく冷凍野菜工場もできておりますから、JAあたりとも十分連携をとっていただいて、普通の出荷で里芋の値段が安いという状況であれば、せつかくの冷凍野菜工場でありますから、そこらあたりの活用を十分にさせていただいて、暴落がないような形で、お互いがお互いを支えるような

形の中での御努力もお願いをしておきたいと思っております。これは要望にしておきたいと思っております。

○中野委員 家伝法で、知事は全国の知事に獣医師派遣の要請をすることができると思います。県もしましたよね。あのときの各県の協力状況、派遣状況、特に九州とか、そういうのはどういう状況だったんですか。

○岩崎家畜防疫対策室長 委員のおっしゃいましたように、有事の際には県知事が農水省のほうに要請して、農水省が調整するというシステムになっております。その際に、特に九州からの派遣というのは、まず自前での防疫が優先するものですから、北海道を中心に、なるだけ発生県から遠いところから派遣をするシステムになっております。

○中野委員 それで、県もそういう派遣要請を出したじゃないですか。そういうときの各県の協力状況というのは。

○岩崎家畜防疫対策室長 前回の口蹄疫の際には、4月24日には家畜防疫員の派遣要請を行っております。その際には、当然発生の状況を見ながら県で判断するんですけれども、4月24日に700頭規模の大規模農場での発生があったものですから、早目の家畜防疫員の要請をしたということでございます。これはあくまでも基準があるわけではなくて、どの程度の発生で判断するかというのは、それぞれの発生県の判断ということになっております。

○中野委員 私の不勉強ではあるけれども、発生地の知事が要請したときは、特段の断る理由がない限りは獣医派遣しなければならないと家伝法ではなっていないですか。なっていますよね。そういうのを農水省が調整するというのは、規則か何か知らんけど、そこまで書いてありますか。

○岩崎家畜防疫対策室長 もちろん最終的には全国から来ておりますけれども、基本的には各県4～5名程度のリストアップがされておりまして、これは県知事が国に要請した中で、国が調整するというようになっておるんですけれども、発生初期には隣県、鹿児島とか熊本からの派遣はありません。最終的には全県から延べ約7,000名来ておりましたけれども、整理としてはそういう形になっております。

○中野委員 特に最悪の事態のときは、そういうところ辺をしっかりと知事会とかでやっていないと、迷惑かけて獣医を頼むというのは、各県できる話じゃないし、そこ辺をしっかりとまた知事会等でやってもらいたいと思います。

○永山畜産・口蹄疫復興対策局長 御質問がありましたように、有事の際の連携も含めて九州各県でしっかり連携を強めなければならないと思っています。今は畜産主務課レベルで話し合いを行っております、どう連携するかということを含めておるところでございます。もう一つは、南九州3県でどのように連携できるのかということについても、さらに強化をしてまいりたいというふうには思っております。

○福田委員 7ページのシラスの関係ですが、事前にお話を聞いたんではあるんですが、宮崎県で採捕量が251キロ、池入れ推定量が2,000キロとか2,200キロとか書いてございますが、約10倍近い数字ですね。それで、私はいつも不思議に思うんですが、よく確保しているなと思うんです。本来ならばこれは内水面振興センターがかなりの部分を確保できることを目標につくったんですよね。一方では防犯対策もございましたけれども。

そこで、入っているルートあたりは、なかなか本当のことはわからないとおっしゃればそれ

までですが、ある程度把握しておる必要があると思います。国内からどれくらい入ってきている。あるいは海外もの、輸出禁止になっているが、いろんなルートを通じて入ってきている。内水面振興センターを持っている限りにおいてはそういうことを県はしっかり調べて、今後の内水面振興センターの方向づけ等にも材料にすべきだと思うんです。もうシーズンが終わったわけではありますが、毎年そこまで終わっているんです。ことしはしっかりその辺の追跡をやってほしいと思うんですが、いかがですか。

○成原漁業・資源管理室長 私ども、県内産のシラスウナギの採捕をやっております以上、池入れ需要量に対して県内産以外にどれくらい充足されているかということも、あわせて捕捉調査をしておりますけれども、県外産と外国産という区別がなかなか難しい状況がございます。したがって、結局のところは県内産とそれ以外という形で数字を把握する以外にないというのが現状です。参考までに、水産庁が各県の池入れを調べて国内産の採捕量を調べているデータがございますので、そこから逆算すると、22年の実績で、国内産が4.1トンぐらい、外国産が13.6トンぐらいということになりまして、国内産が23%ぐらいを占めているので、本県においてもそういうふうにと考えると、県内産以外はほとんど外国産であろうという推定をいたしております。ことしについては、委員御指摘のとおりしっかりとその辺も含めて捕捉をしてまいりたいと考えております。

○福田委員 県行政がウナギの関連に数十年力を入れてきたわけではありますが、力を入れるからには、関連するデータをしっかりと押さえて対策を打っていかないと、もう40年近くなあなあと来たような感じがするんです。長い歴史を見

ますと。防犯対策からスタートした内水面振興センターにしましても、今のところこういう状況では、稼働日数も少ないし、出てもとれなかったんですから、大変です。

もう一つ、袋網、通称地獄網といいます。これは内水面振興センターしか使えないんですが、ほかの県で許可の事例はあるんですか。他県では使っている事例はあるんですか。過去はあったように記憶しておったんですが、現在はどうでしょうか。こういう資源枯渇の時代。

○成原漁業・資源管理室長 全国的に調べたところ、袋網を許可しているところが千葉県とか、袋網ではないにしても、袋状の形態のものをやっているところが熊本県とか、そういった事例はあるようでございます。

○福田委員 主産地の愛知とか高知、静岡はどうですか。

○成原漁業・資源管理室長 静岡、愛知については四つ手網とか待ち網という形の、網状ではあるものの袋状になっていないような形のものが、静岡については手すくいで許可をされていると伺っております。

○福田委員 千葉県というのはウナギの産地ではないんですよね。ところが、私が仄聞するところでは、千葉、茨城にまたがる利根川水系からシラスがかなり上がっている。そのおこぼれが宮崎県にも来ているわけですけどね。これは今聞きますと袋網ですね。なかなか手たもではとれない。一面では資源の保護という面がありますから、一概にどうだとは言えないんですが。

それからもう一つ、経営体が42になっていきますよね。恐らくことしのシラスの価格、そして成鰻価格の推定値からしますと、価格がはね上がることによって100億円産業になる可能性があります。そういう大事な本県の一つの内水面漁

業を担ってきたわけでありまして、養鰻業者の実態、これはもともとは稲作転作事業、米の転作事業から始まったんです。恐らく今は企業体としての養鰻のウエートが高くて、ほとんど数社で押さえておるのではないかと思います、その辺はどういうふうに把握をされていますか。

○成原漁業・資源管理室長 経営実態というところまで行政のほうで踏み込んで把握できているかということ、そうでもないんですけども、我々の推測も含めて述べさせていただきますと、大きな経営体を中心としたグループ化がされているところがあるだろうと思います。それから個人経営体から会社経営まで含めて中規模な経営体として数社存在している。もう一つが、やや小規模な個人の経営体というような形のもので、大体その3パターンが存在しているのではないかと考えているところでございます。

○福田委員 宮崎県の大事なブランドになってきたウナギでありますから、どういう形であれ、ウナギの養殖がなくならないようにしていただきたいわけではありますが、経営体もわずかになりましたし、数社でシェアを分け合うような格好です。担当課があるんですから、ぜひうちちょっとしっかりしたバックデータをとってほしいと思います。これは要望でございます。

葉たばこ廃作の関連で、ことしは比較的露地ものの野菜が大根を中心によかったですから、私が見れば廃作農家がソフトランディングできたかなと考えております。先般、宮日新聞に、宮崎県の農業を興した記事がずっと出ていました。切り干し大根は愛知県から住吉に最初に入ってきたということが書いてございました。ああいうのを見ますと、もう一回、宮崎県の農業の原点をフィードバックしてみる必要があるのではないかと考えておまして、私自身も施設園芸

にずっと取り組んできて、それしか頭になかったんですが、中野委員の国富あたりは露地で施設園芸を上回るような収益を上げておられる。それを考えますと、もう一回その辺も、農政として、我々議員もですが、考え直す必要があるのかなと思っております。100年以上たちますと過去を忘れ去るんですが、現実には繰り返しそういうことが起こっておると考えております。

それからハウス園芸等にしましても、当然我々は加温をしてつくるものというのが既成概念としてあります。ところが、加温をしなくてとれる栽培システムを、農業試験場を中心にもう一回考えてみる時期に来ているのかなと思います。地球上には宮崎が真冬のときに真夏のところがありまして、そこから簡単に持ってこれますから。加温コストと運送コストが余り変わらない。いろんな場面が今急変をしておりますから、その辺もぜひお考えをいただいて御指導いただくと大変ありがたい。皆さんの御指導があれば若い農家はついてきます、頑張ります。お願いをしたいと思います。いかがでございましょうか。

○郡司農政企画課長 御指摘がございましたように、宮崎の農業、これまで畜産、施設園芸と、どちらかという多投資型の経営が柱をなしてきたわけでございますけれども、今回の第七次の計画でも挙げていますのは、御指摘のあった土地利用型の農業を3つ目の柱としてしっかり支えていく必要があるだろうということを考えて、新規事業はまた次にありますけれども、いろいろ施策も打っているところであります。

これまで土地利用型の農業がなかなか定着しなかった理由には、一つは天候が変わると収量がとれなかったりするという収量の不確実性があったと思います。それともう一つは価格の不安定性、それと労働が非常にきつい、この3つ

が大きな課題だったと思うんですけれども、天候については、今、畑かん施設が随分進んでおります。それから価格についても、契約という概念の中で安定化を図るという方向性があると思います。それと労働過多の問題については機械化ということになるかと思います。全体として担い手の数が減っていく中で、一方では土地が遊休化するという問題がございます。こちらあたりが土地利用型が今後伸びていく一つの要素としてあるのではないかと思います。どちらかという、施設園芸にしても畜産にしても、粗飼料基盤はもちろんありますけれども、土地を使うというより集約型の農業ですので、宮崎県の広大な農地をうまく使っていくという意味においても、土地利用型農業に着目していくというのは非常に時期を得たことではないのか、まさにそのとおりであろうと考えております。

それと、もう一つ御指摘のありました、もう少し知恵を出せという話でございます。化石燃料にずっと頼ってきたり、飼料についても、外国に濃厚飼料を依存するという形の農業をこれまでやってきたわけですが、発想の転換というのは必要な時期に来ているのかなという気はしますし、そういうふうな研究についても今後しっかり取り組んでいかなければならない、そんなふうに考えます。以上です。

○坂口委員 14ページ、種雄牛関係です。(3)の、一つには文言の解釈ですけど、「県内への譲渡と利用を最優先し、県有種雄牛以外の種雄牛造成を目的とした譲渡と利用を行わないこと」、これは前後に文章が分かれるんですよ。県外の人より県内への譲渡と利用を優先しますよということで区切って、次は、県有種雄牛以外の種雄牛造成を目的とした譲渡と利用を行わない

こと。これは、授精師さんが種雄牛造成をする人の牛に種つけしちやいかんよと。ということは、今後の県の方針としては——薦田さんの例が前回ありましたよね。だから、県有の種雄牛以外は絶対認めないんだというスタンスは変えないということになるんですか。

○児玉畜産課長 委員が今おっしゃいましたとおり、この文章は2つに分かれます。県内への譲渡と利用を最優先するというので、県外には出してくれるなということが一つです。それと、種雄牛につきましては、従来どおり挙県一致の体制でつくっていくということでございますので、県有種雄牛のストローを使って至るところで種雄牛ができてきても改良にはマイナスでしょうから、その部分をとめておるということでございます。

○坂口委員 とめたら至るところでできてきますか。そんな簡単なことじゃないと思うけど。今後、宮崎がいい牛をつくっていくのに本当に責任持てるかということです。先進県はどんなですか、いい牛を持っている県は。

○児玉畜産課長 よその県でいきますと、鹿児島が相当種畜業者がおられまして、県有よりも民間のほうがシェアは大きいんじゃないかと思えますけれども、ほかのところはほとんど県が丸抱えで試験場等で造成して、それを飼養して、そこからストロー製造して出しているというような状況で、県外にも民間の業者さんはいらっしやいますけれども、ほとんどはそういった形じゃないかと認識しております。

○坂口委員 僕はどっちが正しいか正しくないかわからんですけど、経済行為ですよ。むやみやたらに自分で種牛を造成しようとする人に種つけしてやったら、種牛屋さんがいっぱいふえるよといったって、購入する畜産農家がい

ない限りは経営として成り立たないですよ。だから、そこで種雄牛をなりわいにする種雄牛農家が出てきたとしたら、その人は優秀な牛を造成できたという判断をしたほうが、宮崎の将来の畜産のためにはいいんじゃないか。やっぱり独占というのはですよ、競争性を持たないと伸びていかないと思うんです。一般論です。だから、どうしろ、どちらが正しいとは言えないんですけれども。

もう一度言いますけど、こういったときは文章をまず別にしていただきたいということ。それから意味がわかるようにやっていただきたいということ。だから、今後とも県が一本で一元化していくんだということを決められたということは、いい悪いは別としてそういう現実ですよ。今後の宮崎の畜産業のためにそのほうが貢献できるんだという合理的根拠をどこに見出されての今回のこの方針なのか。

○児玉畜産課長 ここで書いているのは、県有種雄牛のストローを使って種雄牛はつくってくれるなということでありまして、それ以外、民間の活動で種雄牛をつくられる部分につきましては、そこまで否定しているものではございません。ただ、県有種雄牛での種牛づくりは県のほうで今までどおりやっていきますというのでの文章でありまして、一切それ以外のものを認めないというものではございません。

○坂口委員 (4)の県外のを使った人には限定してストローを回しますよという、今度は県有のストローを使っていい牛をつくっていきましょうとしたとき、そちらの道が封じられる。疑ってかかれば、これはダブルに分けられて成り立たないように歯どめをしているんだというとり方もできないでもないですね。

じゃ、県外ので勝手にいい牛をつくってくだ

さいよという、いい牛はつくってくれという気持ちがあるなら、我々も提供しようじゃないか、あんたも協力してくれ——あんたたちが協力してくれというのはどこかに入っていました。県有種雄牛造成のための試験交配等の改良事業の推進には協力してくれ、これはかたくなに拒んでいて、本当に皆さん方が将来の宮崎の畜産に——今の時代の流れとか、今後肉質の嗜好だって、考えておられるように物すごく多様化してきますよね。それが本当に責任持ってやれるのか。多様な形質を持った何十頭もの種雄牛が必要になるかもわからないです。本当にいいことなのか。こんなを見直す機会はなかなかないと思うんです。だから、余りかたくなにならずに、僕もかたくなになって言っているんじゃないんです。薦田さんの例のときいろいろ考えることが多かったんです。いい悪いは別なんですけど。だから、そのところはもう一回、宮崎の将来のためにどうやろうかということを再度検討すべきじゃないか。これはもうこれでやめておきますけれども。鹿児島みたいな保守的なところが、なぜあれだけ種雄牛農家さんがあってぐんぐん伸びてきているかということです。そこも一回、見習わなくてもいいけど、研究はしてみるべきという気がします。これは要望にしておきます。

○児玉畜産課長 (4)に県外産凍結精液の使用状況に応じて制限するとございますが、県内で飼養されている種雄牛は、県有牛もありますし、民間種雄牛も今後出てくると思うんですが、これについては同じ扱いをしたいということで原案はつくっております。ただ、そこに対しては非常にいろんな意見があるのは確かです。そういった意見を聞いて、今後調整が必要だろうと思うんですけれども、今そういったことをやっ

ているところです。

○坂口委員 これはもっと深刻な問題で、すべての農家に係る問題ですよね。本当にいい牛のために県内のこのストローが欲しいと思ったら、やっぱりいつときの期間……。だって、この前青森県からいただいたストローで県も造成しているわけでしょう。それは県外ストローですよ。我々は使っているんだと、農家の皆さんはだめだというのは主客転倒です。だから、そこも一考を要する必要がある。

きょうはそういうテーブルじゃないですから、余りここを深く突っ込みませんが、(4)の3ランクの仕分けの仕方は、前回の補償金の加算金のときの5万、3万、0万、ああいった考え方の3ランクになっていくんですか。いい牛、それなりの牛、ちょっと人気のない牛ということで。これは具体的にどんな分け方をされているのか。

○児玉畜産課長 このランクにつきましては、まず一つには、脂肪交雑と枝肉重量の育種価を算定に使いたいと思っております。その上位のものです。それともう一つは血統構成で、これは宮崎県の改良には必要だといったようなもの。それから一番大きな要因になりますのはストローの利用状況です。ストローの利用状況によって、1万本以上使っているようなものは1ランクにしましょうとか、もうちょっと少ないけれども、上り調子でふえている分については1ランクにしましょうとか、2ランクがその下ということになります。3ランクにつきましては1ランク、2ランク以外のもの、素案の段階ではそういった形で整理をしているところでございます。

○坂口委員 そうやってランク分けされて、県外のものを使ったところにはAランクは渡らな

いということになってくるわけですか。

○児玉畜産課長 県外のストローを自分の判断で自由に使われている方は3ランクだけに限りたい。現在のところはそういった案を持っておりません。

○坂口委員 ストローが足りなくなればそうでしょうね。県外からいいもの、欲しいものを引ける人はちょっと遠慮してくれということで。ただ、これを決めつけたら、1万本のストローがあるとき、一番の人气が9,000だったら1,000は残るわけです。それを欲しいという農家があれば渡すべきだと思うんです。足りなかったときに、あんたがほかにルート、チャンネルを持っているじゃないか、だからそっちを利用して頑張ってくれ。それしかしようがない人がいるんだ。まずそこを優先させてくれと。公共ですから、商売でやっているんじゃないんだから、独占につながるような見直しというのはちょっと改めないと、今後の展開を——ゼロに落ちたわけですから、特に児湯あたりは。これから追いついていくよと、ただでさえ7割、6割じゃないですか。余り窮屈な締めつけというのは見直すべきだということを感じます。

それと、3ランクに分けたって、前回の補償金のときがそうだったですよ。高見とか長久とか紋次郎とかCランク、ゼロ加算じゃなかったですか。高見なんて人気のあるときは超一流で手にも入らんような牛だったです。時代とともに物は変わるんだということと、今回の県の改良計画見直し、「赤身」とか「オイレン酸」という文言を入れられているじゃないですか。それを目指したら、今言われたのじゃCランクになってしまいます。このCランクで今回新たな方向を展開するんだといったときは、これをAランクに短期間で持っていかないと農家はつい

てこないです。Cランクの、これは安いストローなんです。人気がないからと。県がそんなことを最初に決めてスタートしたって、だれが飛びつくんですか。しかし、目指している方向は恐らくCランクに入らざるを得ないストローになると思うんです。それを目指していこう、将来は健康志向だぞ、みんなうまみ成分に気がついてきたぞ。NHKも言っていた。オイレン酸というのがうまいんだ。余りにもこれは合理性がない計画とスタート方針だと思うんですけれども、部長どんなですか、そのところ。広く胸襟を開いて、情報ももう一回集めて、仕切り直して出直すんだ、また日本一になっていくんだと見たとき、今で十分かどうか、もう一回考えてほしいという気がします。

○岡村農政水産部長 今の坂口委員の御意見いろいろお伺いいたしました。この見直しについては、今までいろんな形でそれぞれの団体等とも話し合いながら固めてきておりますので、先生のお話も我々としても十分わかりますし、踏まえてはやってきておりますけれども、そのあたりを含めてこの内容について、この方向を基本的に踏まえながらになると思うんですが、そこにあるスケジュールのとおり考えております。委員の御意見を検討しながら、最終的な内容について固めてまいりたいと思います。

○坂口委員 やっぱり逆境を好機にとらえてほしいといいますか、西都・児湯地域が空白地帯になったということでウイルスフリーなんていう発想も出てきた。それから適正密度という発想も出てきた。だから、こだわらずに、昔みたいに畜産の主産地だったら、適正密度なんて言ったら「帰れ」と怒られますよ。「ウイルスフリー。余計なこと」と怒られます。だけど、生産者自身が真剣にそのことを考えて、本当にあるべき

姿を見出そうとしている。そこで相変わらず従来の固定観念の中で、意見を集約した、パブリックコメントみたいなことをやったと言ったって、そのルートの意見しか拾ってきていないという可能性は十分あると思うんです。だから、ここまで積み上げてきたから、もう一回、一步立ちどまって考えるけれども、やっぱりこうだったでなくて——僕もどっちが正しいかわからないです。急ぎたいという焦りの気持ちもあります。でも、全体を鳥瞰的に高いところから見て総合判断をして、よしこうだということをもう一回。自信を持たれたらこのとおりでいいけど、どうも自分から自分の将来を閉鎖しているような気がしてですね。

○永山畜産・口蹄疫復興対策局長 長い経緯のある話でございますので、見直すに当たっても非常に勇気も要ります。さまざまな工夫も必要だと思っています。これについては従来の体制の中の方だけではなく、今までは体制の外にいた方も含めてさまざまな意見交換を行ってまいりましたし、議会中ではありましたけれども、毎日いろんな形での意見交換を続けているところでもあります。その中では、今、委員がおっしゃったような意見も含めていただいていますし、逆に従来の体制のよさがなくなるのではないかという厳しい意見もいただいているところでございまして、スケジュール的にはこういうことを頭には置いておりますけれども、できるだけそこでしっかり決められるような手順は踏んでいきたいと思っています。しっかり意見交換を行って理解を得ながら、将来、禍根を残さないような形で積み上げていきたい。時間はそれほど残されてはおりませんけれども、しっかり取り組んでまいりたいというふうには思っております。

○坂口委員 僕もどっちが正しいかわからない

です。出口を余りふさいでおかないでいろんな選択肢を残していきながら、一つずつじっくり進んでいったほうがいい道が開けるんじゃないかという気がします。自分ではどっちが正しいか全くわかりません。

○田口委員長 ほかに質疑はございませんか。
それでは、その他では何かございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 26 分休憩

午後 3 時 33 分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、あすの 1 時半にしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。本来であれば採決後に御意見をいただくところですが、今回は日程に余裕がございませんので、この場で協議させていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 委員長報告の項目として特に御要望等はありませんか。

暫時休憩します。

午後 3 時 33 分休憩

午後 3 時 34 分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 何もないようですので、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後 3 時34分散会

平成24年3月9日（金曜日）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

午後1時29分再開

○田口委員長 では、以上で委員会を終了いたします。

午後1時30分閉会

出席委員（8人）

委員	長	田口雄二
副委員	長	二見康之
委員		福田作弥
委員		坂口博美
委員		中野廣明
委員		押川修一郎
委員		新見昌安
委員		岩下斌彦

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課主幹	阿萬慎治
総務課主任主事	押川康成

○田口委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第56号、第58号、第59号、第63号、第64号及び第73号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第56号外5件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

その他、何かございませんか。